

令和4年 第7回定例会

新地町議会会議録

令和4年12月5日 開会

令和4年12月8日 閉会

新地町議会

令和4年第7回新地町議会定例会会議録目次

| | |
|----------|---|
| 招集告示 | 1 |
| 応招・不応招議員 | 2 |

第 1 号 (12月5日)

| | |
|-----------------------------|----|
| 議事日程 | 3 |
| 出席議員 | 4 |
| 欠席議員 | 4 |
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 4 |
| 職務のための議場出席者 | 4 |
| 開 会 | 5 |
| 開 議 | 5 |
| 議事日程の報告 | 5 |
| 会議録署名議員の指名 | 5 |
| 会期の決定 | 5 |
| 諸般の報告 | 5 |
| 陳情等の報告 | 6 |
| 常任委員会所管事務調査等の報告 | 6 |
| 議案の報告上程 | 6 |
| 提案者の説明 | 6 |
| 散 会 | 13 |

第 2 号 (12月6日)

| | |
|-----------------------------|----|
| 議事日程 | 15 |
| 出席議員 | 16 |
| 欠席議員 | 16 |
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 16 |
| 職務のための議場出席者 | 16 |
| 開 議 | 17 |
| 一般質問 | 17 |
| 2番 寺島博文議員 | 17 |
| 7番 寺島浩文議員 | 25 |

| | |
|------------------|----|
| 6番 吉田 博 議員 | 38 |
| 散 会 | 46 |

第 3 号 (12月7日)

| | |
|-----------------------------------|----|
| 議事日程 | 47 |
| 出席議員 | 48 |
| 欠席議員 | 48 |
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 48 |
| 職務のための議場出席者 | 48 |
| 開 議 | 49 |
| 一般質問 | 49 |
| 10番 井上和文 議員 | 49 |
| 5番 八巻秀行 議員 | 61 |
| 散 会 | 72 |

第 4 号 (12月8日)

| | |
|-----------------------------------|----|
| 議事日程 | 73 |
| 出席議員 | 74 |
| 欠席議員 | 74 |
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 74 |
| 職務のための議場出席者 | 74 |
| 開 議 | 75 |
| 議事日程の報告 | 75 |
| 議案第70号の質疑、討論、採決 | 75 |
| 議案第71号の質疑、討論、採決 | 75 |
| 議案第72号の質疑、討論、採決 | 78 |
| 議案第73号の質疑、討論、採決 | 78 |
| 議案第74号の質疑、討論、採決 | 80 |
| 議案第75号の質疑、討論、採決 | 80 |
| 議案第76号の質疑、討論、採決 | 81 |
| 議案第77号の質疑、討論、採決 | 85 |
| 議案第78号の質疑、討論、採決 | 86 |
| 議案第79号の質疑、討論、採決 | 86 |

| | |
|-----------------------------|-----|
| 議案第 8 0 号の質疑、討論、採決 | 8 7 |
| 議案第 8 1 号の質疑、討論、採決 | 8 7 |
| 陳情の取り下げ | 8 8 |
| 陳情審査委員長報告 | 8 8 |
| 意見書案第 2 号の上程、説明、質疑、採決 | 8 9 |
| 閉会中の継続審査の申し出 | 9 1 |
| 閉会中の所管事務等調査の申し出 | 9 1 |
| 町長の挨拶 | 9 1 |
| 閉 会 | 9 2 |

新地町告示第28号

令和4年第7回新地町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年11月17日

新地町長 大 堀 武

1 期 日 令和4年12月5日

2 場 所 新地町議会議事堂

○ 応招・不応招議員

応招議員（12名）

| | | | | | | | |
|-----|----|----|----|-----|----|----|----|
| 1番 | 藤田 | 修 | 議員 | 2番 | 寺島 | 博文 | 議員 |
| 3番 | 齋藤 | 充明 | 議員 | 4番 | 水戸 | 洋一 | 議員 |
| 5番 | 八巻 | 秀行 | 議員 | 6番 | 吉田 | 博 | 議員 |
| 7番 | 寺島 | 浩文 | 議員 | 8番 | 目黒 | 静雄 | 議員 |
| 9番 | 菊地 | 正文 | 議員 | 10番 | 井上 | 和文 | 議員 |
| 11番 | 三宅 | 信幸 | 議員 | 12番 | 遠藤 | 満 | 議員 |

不応招議員（なし）

第 7 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和4年第7回新地町議会定例会

議事日程（第1号）

令和4年12月5日（月曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 陳情等の報告
- 第 5 常任委員会所管事務調査等の報告
- 第 6 議案の報告上程
- 第 7 提案者の説明

出席議員（12名）

| | | | | | | | |
|-----|----|----|----|-----|----|----|----|
| 1番 | 藤田 | 修 | 議員 | 2番 | 寺島 | 博文 | 議員 |
| 3番 | 齋藤 | 充明 | 議員 | 4番 | 水戸 | 洋一 | 議員 |
| 5番 | 八巻 | 秀行 | 議員 | 6番 | 吉田 | 博 | 議員 |
| 7番 | 寺島 | 浩文 | 議員 | 8番 | 目黒 | 静雄 | 議員 |
| 9番 | 菊地 | 正文 | 議員 | 10番 | 井上 | 和文 | 議員 |
| 11番 | 三宅 | 信幸 | 議員 | 12番 | 遠藤 | 満 | 議員 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | |
|-----------------|-----|----|
| 町長 | 大堀 | 武 |
| 副町長 | 岡崎 | 利光 |
| 教育長 | 佐々木 | 孝司 |
| 総務課長兼 会計管理 | 泉田 | 晴平 |
| 企画振興課長 | 小野 | 和彦 |
| 税務課長 | 佐藤 | 茂文 |
| 町民課長 | 大堀 | 勝文 |
| 農林水産課長 兼農務局長 | 岡田 | 健一 |
| 建設課長 | 小野 | 好生 |
| 都市計画課長 | 加藤 | 伸二 |
| 教育総務課長 | 木幡 | 邦枝 |

職務のための議場出席者

| | | |
|------|----|----|
| 事務局長 | 佐藤 | 武志 |
| 書記 | 千葉 | 奈菜 |
| 書記 | 岡田 | 義仁 |

午前10時00分 開 会

◎開会の宣告

- 遠藤 満議長 ただいまから令和4年第7回新地町議会定例会を開会いたします。
-

◎開議の宣告

- 遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名であります。
なお、健康福祉課長は病気療養中のため、本定例会への欠席届がありましたので、ご報告いたします。
-

◎議事日程の報告

- 遠藤 満議長 次に、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 遠藤 満議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって、
8番 目 黒 静 雄 議員及び
9番 菊 地 正 文 議員
を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 遠藤 満議長 日程第2、会期の決定の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会で慎重に審査の結果、本日から12月8日までの4日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○遠藤 満議長 異議なしと認めます。
したがって、本定例会の会期は本日から12月8日までの4日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 遠藤 満議長 日程第3、諸般の報告については事務局長から報告させます。
佐藤武志事務局長。
○佐藤武志事務局長 それでは、ご報告申し上げます。
初めに、議会閉会中の動向につきましては、諸般の報告その2として、印刷してお手元に配付を

令和4年12月定例会

いたしております。

次に、監査の結果の受理であります。一般会計及び特別会計の例月出納検査が令和4年8月分、9月分、10月分について行われ、その審査結果の提出がありましたので、印刷してお手元に配付をいたしております。

次に、町長より提出されました議案の受理であります。議案第70号から議案第81号までの12件が提出されております。

次に、一般質問の通告の受理であります。議席番号2番、寺島博文議員をはじめ5名の議員から9件の通告がありましたので、これらは執行機関に送付をいたしております。

以上であります。

◎陳情等の報告

○遠藤 満議長 日程第4、陳情等の報告を行います。

初めに、陳情取下げの申出書1件を受理しましたので、印刷してお手元に配付しております。

次に、今期定例会までに受理した陳情は1件で、陳情第7号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書提出に関する陳情書については、別紙陳情審査付託表のとおり総務文教常任委員会に付託したので、報告します。

次に、要望書について報告します。今期定例会までに受理した要望書の件数は3件で、町の文化財の保存・展示に関する要望書、第6行政区（杉目地区）要望書及び令和5年度教育予算に関する要望書は、印刷してお手元に配付しております。

◎常任委員会所管事務調査等の報告

○遠藤 満議長 日程第5、常任委員会所管事務調査等の報告については、総務文教、産業厚生各常任委員会委員長から、所管事務調査の報告書が提出されておりますので、それぞれ印刷してお手元に配付しております。

また、総務文教常任委員会委員長から、行政視察研修の報告書が提出されておりますので、印刷してお手元に配付しております。

◎議案の報告上程

○遠藤 満議長 日程第6、議案の報告上程については、町長から提出された議案第70号から議案第81号までの12件を上程します。

◎提案者の説明

○遠藤 満議長 日程第7、町長に提案理由の説明を求めます。

大堀武町長。マスクを外してもらって結構です。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 皆さん、おはようございます。本日ここに、令和4年第7回新地町定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、お忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本定例会には、別添付議事件でお示しをいたしましたとおり、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてなど、12件の議案をご提案いたしております。

議案の説明に先立ち、行政の報告を申し上げます。

初めに、総務課関係について申し上げます。

消防・防災関係では、4年ぶりとなる「新地町消防団秋季演習」を、10月16日、福田小学校校庭において実施いたしました。演習では、通常点検、小隊訓練、機械器具点検、水防訓練、中継送水訓練を行い、災害時の取組の再確認など防災力の向上に努めたところであります。また、11月15日には、県内沿岸市町を対象とした「福島県広域津波避難訓練」が実施され、新地町においては、大戸浜・今泉の両地区で参加し、地区住民など65名が訓練に参加しました。訓練では、津波発生時の避難経路の確認や避難所設営訓練などを行い、津波に対する防災意識と防災体制の向上を図ったところであります。

10月30日に行われた、第22回福島県知事選挙では、当町の投票率は53.25パーセントで、前回より3.93ポイント増加しました。防災行政無線での周知や街頭での啓発活動等により、投票率アップに取り組んだところであります。

次に、企画振興課関係について申し上げます。

新地駅周辺拡大区域内への、整備を進めておりました「相双五城信用組合新地支店」の移転については、工事が完了し9月26日より新店舗での営業を開始しております。

当町の魅力ある観光資源を紹介し、交流人口の拡大を図る「しんち魅力体感・発信事業」につきましては、10月22日から23日にかけて、雑誌編集者、ユーチューバー、インスタグラマーを対象としたインフルエンサー招請ツアーを行ったほか、11月6日にはラジオパーソナリティーの本間秋彦さんを迎えて、仙台圏を中心とした100名の一般モニターツアーを行い、鹿狼山や釣師防災緑地公園など当町の観光資源をPRいたしました。

11月21日には、伊達藩ゆかりの5市町による「ふるさと従兄弟（い〜とこ）まちづくりサミット」がオンライン形式で開催されました。「多発する地震災害と被災者支援、次の災害への備え」をテーマに各首長や議会議長がパネルトークを行いました。サミットは動画配信サービス「ユーチューブ」でライブ配信され一般公開されました。

次に、町民課関係について申し上げます。

9月21日から30日までの「秋の全国交通安全運動期間」は、交通関係団体のご協力をいただき、

広報活動や街頭指導を実施し、交通安全思想の高揚と交通事故防止に努めました。

保育所関係では、新型コロナウイルス感染症拡大予防を考慮し、規模・内容を縮小した小運動会を10月1日に町内3保育所で行いました。天候に恵まれた中、子どもたちは、練習の成果を披露し、保護者の方々は成長した子どもたちの姿に、大きな感動を受けておりました。

また、町のふるさと産業まつりに併せて保育展を開き、保育の状況をより多くの町民の皆様に見ていただきました。

人権擁護につきましては人権擁護委員を中心に、産業まつりに参加された方々へ人権啓発活動を行いました。

本年3月の福島県沖地震による災害廃棄物処理事業については、町が被災建築物等の解体を行う公費解体の発注を9月下旬から実施しているところです。生活再建支援事業手続の期限に配慮するため、住家を優先するほか、損壊度合いを検討しながら順次発注し、引き続き、被災者の生活再建の支援と生活環境保全に努めてまいります。

次に、健康福祉課関係について申し上げます。

「令和4年度新地町敬老会贈呈式」を9月22日、農村環境改善センターにおいて、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行いながら開催しました。9月1日の基準日における80歳以上の方は876名で、今年の長寿杯は、88歳の方が53名、90歳の方が53名、99歳の方は5名で、長寿杯長寿夫婦は21組の方々が対象となっております。

10月22日には、社会福祉法人しんち福祉会の設立30周年記念式典が「なごみの里福田」で行われました。式では、30年の歩みと、5名の方に、法人運営感謝状の贈呈と8名の職員永年勤続表彰が行われました。

インフルエンザ予防接種助成事業については、6か月児から高校生まだと、60歳から65歳未満の疾患のある方、及び65歳以上の方を対象に、各医療機関の協力の下、10月1日から令和5年1月31日までの期間で実施しております。

新型コロナウイルスワクチン集団接種につきましては、11月17日から12月14日までの期間で、2回の新型コロナウイルスワクチン接種を完了した12歳以上の方を対象に、オミクロン株対応ワクチン接種を行っております。

町民の皆様には、年末・年始の感染拡大に備え、ワクチン接種と手指消毒やマスクの着用など基本的な感染予防対策をお願いいたします。

次に、農林水産課関係について申し上げます。

11月13日に開催しました「新地町ふるさと産業まつり」は、地場産農林水産物や商工業品の展示・販売、農産物の共進会による表彰など、各種イベントを行いました。今後も農林水産・商工業者が一体となり地場産品のPRと育成、地場産業の振興を図るとともに、風評被害に負けない地域の絆づくりの場として開催してまいります。

令和4年産米の作柄状況が発表され、福島県浜通りの作況指数は100で「平年並み」となっております。また福島県水田畑作課による令和4年産米におけるモニタリング検査につきましては、10月7日に検査が完了しており、食品衛生法に定める基準値100ベクレルを超えるものはありませんでした。

有害鳥獣被害対策につきましては、電気柵等による農地への侵入防止策への補助6件、捕獲隊によるイノシシ捕獲は7頭となっております。農作物への被害防止のため継続して事業を実施してまいります。

また、本年3月発生の福島県沖地震による、農地・農業用施設災害復旧工事につきましては、順次復旧を進めているところであり、漁業共同利用施設の荷捌き施設復旧工事につきましては、浜の活力再生プランの承認を受けた後、早急に工事を発注してまいります。

次に、建設課関係について申し上げます。

新地町総合建設業組合による奉仕作業が9月28日に行われました。本年度は大戸浜地区など3箇所で、車両等の通行に障害となっている樹木について、高所作業車などを使用しながら伐採作業が行われました。また、11月19日には、相馬総合高等学校新地校舎の生徒とNPO法人ハッピーロードネットらが中心となり、国道6号の清掃活動が行われました。役場を起点として約2キロにわたり空き缶などを回収しました。

本年3月発生の福島県沖地震により被災した道路河川の復旧率については、11月末現在で約70パーセントとなっております。

釣師防災緑地公園では、民間事業者による有料の花火大会や公園管理者による「ハロウィンイベント」、町民主体の団体による「釣師潮風フェス」「ふくしま浜キャンプ飯」など、9月から11月にかけて計7回のイベントが開催されました。

次に、都市計画課関係について申し上げます。

本年3月発生の福島県沖地震の被災者支援関係につきましては、11月末現在、住宅応急修理申請389件、一部損壊住宅修理申請66件、被災非住家修理等の申請63件、耐風改修事業補助申請53件、ブロック塀撤去補助申請10件となっております。このほか、罹災判定が全壊の居住者に対して、福島県の借り上げ住宅の申請が15件となっております。なお、それぞれの申請期限が延長になり、住宅応急修理につきましては、受付期限が12月28日、完了期限が令和5年3月15日まで、住宅の一部損壊住宅支援は、完了期限が令和5年2月28日まで、被災非住家修理・解体支援は、完了期限を令和5年3月31日までとしたところです。

災害復旧関係につきましては、町営住宅の復旧工事は、10月24日に入札を行い落札者が決定しましたので工事を進めているところであります。特定環境保全公共下水道施設につきましては、11月2日に災害査定採択保留が解除となり、11月25日に入札を行い、落札者が決定しましたので、本議会に契約に係る議案を上程しております。

また、農業集落排水施設につきましては、9月27日に災害査定を受け11月7日に保留解除となりましたので、工事発注に向けて準備を進めているところであります。

福田分譲住宅地の分譲状況につきましては、12区画のうち11区画の契約が済みしましたので、住宅建設により住宅街が形成されつつあります。また、移住・定住事業においては、「来てしんち」の申請は5件となっております。

町営住宅の入居募集につきましては、10月20日に11戸の公募をしたところ5件の申込みがあり2件の入居が決定しました。生活雑排水処理関係につきましては、下水道の加入接続が22件、農業集落排水施設で3件、合併浄化槽設置補助は15件となっております。

次に、教育総務課関係について申し上げます。

10月22日に各小学校で、学習発表会を開催いたしました。特に新地・駒ヶ嶺の両小学校では、創立150周年記念と併せた学習発表会を行ったところです。また、尚英中学校では、10月28日に校内文化祭「ゆずの香り祭」を新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で開催しました。それぞれ、児童生徒が日頃の学習活動の成果を発表しました。

通学路の安全対策については、10月21日、国や県などの関係機関と合同で町内の通学路を点検し、危険箇所を確認したところです。

11月11日には町内全小中学校を会場に「新地町ICT活用発表会」を開催し、公開授業やシンポジウム、講演会を行いました。県内各地から約100名余りが参加し、新地町のICT教育の取組を県内全域に向けて発信しました。

生涯学習関係については、10月2日に若者の出会いの場をつくるマッチングイベントを、釣師防災緑地公園のオートキャンプ場で開催したところ、2組のマッチングが成立したところです。また、11月5日、6日の2日間は、町文化協会による「しんち2022文化祭」が文化交流センターで開催され、各団体の作品展示や芸能発表などが行われました。

11月20日には「第34回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会」が開催され、中学生と高校生、一般選手で構成した新地町チームは、ふるさとの誇りを胸にたすきをつなぎ、16区間、95.1キロメートルを走り抜き、総合34位と健闘しました。

また、9月18日には「第16回市町村対抗福島県軟式野球大会」、10月9日からは第9回となる「市町村対抗福島県ソフトボール大会」が開催され、ソフトボールではベスト16に勝ち進みました。

図書館については、11月13日に「図書館まつり」を開催し、読書感想画コンクールの作品展示や除籍した本・雑誌のリサイクル、親子ふれあい広場などを行い、多くの来場者で賑わいました。

11月18日には、駒ヶ嶺小学校父母と教師の会が、家庭学習の習慣化や家庭での読書推進に向けた取組などが評価され、「優良PTA文部科学大臣表彰」を、新地町青少年育成県民会議が、これまでの青少年に対する健全育成の取組が評価され、「福島県青少年育成県民会長表彰」を受賞いたしました。

続きまして、本日提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第70号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和4年10月5日の福島県人事委員会勧告及び職員の給与に関する条例の改正を踏まえ、期末手当の支給割合を0.05月分引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第71号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和4年10月5日の福島県人事委員会勧告及び職員の給与に関する条例の改正を踏まえ、期末手当の支給割合を0.05月分引き上げるとともに、行財政改革のため実施していた給料減額措置について終期を設定するなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第72号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和4年10月5日に行われた福島県人事委員会勧告に準じ、若年層の給料月額を平均0.23パーセント、期末・勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.05月分引き上げるとともに、通勤手当については、令和5年4月1日から引き上げるなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第73号 令和4年新地町特定環境保全公共下水道災害復旧工事（1工区）請負契約につきましては、本年3月の福島県沖地震により損壊した下水道管渠等の復旧工事を行うため、11月25日に指名競争入札に付した結果、相新建設株式会社、代表取締役、志賀友則が、1億6,500万円で落札しましたので、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第74号 令和4年新地町特定環境保全公共下水道災害復旧工事（2工区）請負契約につきましては、本年3月の福島県沖地震により損壊した下水道管渠等の復旧工事を行うため、11月25日に指名競争入札に付した結果、新和工業株式会社、代表取締役、荒純一が、1億2,430万円で落札しましたので、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第75号 令和4年新地町特定環境保全公共下水道災害復旧工事（3工区）請負契約につきましては、本年3月の福島県沖地震により損壊した下水道管渠等の復旧工事を行うため、11月25日に指名競争入札に付した結果、株式会社千田建設、代表取締役、千田喜雄が、1億5,070万円で落札しましたので、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第76号 令和4年度新地町一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億1,000万円を追加し、総額88億2,600万円とするものであります。

歳入補正の主な内容は、町税で5,195万1,000円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金な

どの国庫支出金で3,120万6,000円、国保分保険基盤安定負担金など県支出金で2,684万3,000円を増額しております。

歳出補正の主な内容は、議会費が人件費で65万2,000円の増額、総務費が920万5,000円の増額で、主な内訳は、庁舎の燃料費・光熱水費で210万円、光ファイバーケーブル支障物件移転工事費で207万5,000円、戸籍総合システム改修費で442万2,000円、マイナンバー申請交付事業で326万4,000円の増額となっております。

民生費では、1,415万5,000円の増額で、主な内訳は、国民健康保険特別会計繰出金で390万6,000円、介護保険特別会計繰出金で303万6,000円、保育所費の人件費で456万円の増額、基幹相談支援センター運營業務負担金で110万5,000円の減額となっております。

衛生費では、2,041万1,000円の増額で、主な内訳は、有害鳥獣焼却施設管理費負担金で239万3,000円、一般廃棄物最終処分場堰堤築造工事実施設計費で410万3,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業で1,890万6,000円の増額、相馬方部衛生組合塵芥処理費負担金で694万8,000円の減額となっております。

農林水産業費では、2,966万9,000円の増額で、主な内訳は、農業系汚染廃棄物処理業務で2,000万円、環境保全型農業推進事業で440万円、経営所得安定対策等推進事業で129万円、排水機場の光熱水費で130万円、農業集落排水事業特別会計繰出金で150万円の増額となっております。

商工費では、海釣り公園整備工事で437万4,000円の増額となっております。

土木費では、1,423万円の増額で、主な内訳は、町道災害復旧工事に係る過年度歳入返還金で154万1,000円、人件費で147万2,000円、公共下水道事業特別会計繰出金で1,004万5,000円の増額、町道改良事業の測量調査設計費と物件補償費間で800万円の組替えを行っております。

教育費では、1,681万4,000円の増額で、事務局費の人件費で155万9,000円、小中学校の光熱水費で450万円、小中学校の衛生用品購入費で400万円、くるめがすりの家修繕費で313万5,000円の増額となっております。

次に、議案第77号 令和4年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ390万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8億8,275万3,000円とするものであります。

歳入補正としましては、一般会計繰入金で390万6,000円増額し、歳出補正では、人件費など総務費で74万4,000円、予備費に316万2,000円を増額し、一般被保険者療養給付費と一般被保険者高額療養費間で1,000万円の組替えを行っております。なお、本補正予算は、国民健康保険事業の運営に関する協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第78号 令和4年度新地町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ、330万円を追加し、歳入歳出それぞれ、8億5,232万1,000円とするものであります。

歳入補正としましては、介護保険事業費補助金の国庫補助金で26万4,000円、介護給付費負担金の県支出金で2万5,000円、一般会計からの繰入金で303万6,000円を増額し、介護給付費負担金の国庫負担金で2万5,000円を減額するものです。

歳出補正では、総務費で330万円を増額し、保険給付費の介護サービス給付等費と高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス費間で450万円の組替えを行うものであります。

なお、本補正予算は、介護保険運営協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第79号 令和4年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ、93万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ、1億8,860万4,000円とするものであります。

歳入補正としましては、一般会計からの繰入金で93万8,000円を増額し、歳出補正では、後期高齢者医療広域連合納付金で181万7,000円を増額し、予備費で87万9,000円を減額するものであります。

次に、議案第80号 令和4年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,004万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ、9億1,374万5,000円とするものであります。

歳入補正としましては、一般会計からの繰入金で1,004万5,000円を増額し、歳出補正では、下水道総務費で270万7,000円、下水道事業費で333万8,000円、下水道維持費で400万円を増額するものであります。

次に、議案第81号 令和4年度新地町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ、150万円を追加し、歳入歳出それぞれ、1億4,570万円とするものであります。

歳入補正としましては、一般会計からの繰入金で150万円を増額し、歳出補正では、同額を下水道維持費で増額するものであります。

以上、提出いたしました議案について、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○遠藤 満議長 提案理由の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前10時39分 散会

第 7 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和4年第7回新地町議会定例会

議事日程（第2号）

令和4年12月6日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

2番 寺島博文 議員

1. スーパーマーケット誘致について
2. 公共施設の予約について

7番 寺島浩文 議員

1. 移住・定住人口を増やす取り組みについて

6番 吉田博 議員

1. 新地町営住宅の維持管理体制等について
2. 旧新地高校の跡地利用について

出席議員（12名）

| | | | | | | | |
|-----|----|----|----|-----|----|----|----|
| 1番 | 藤田 | 修 | 議員 | 2番 | 寺島 | 博文 | 議員 |
| 3番 | 齋藤 | 充明 | 議員 | 4番 | 水戸 | 洋一 | 議員 |
| 5番 | 八巻 | 秀行 | 議員 | 6番 | 吉田 | 博 | 議員 |
| 7番 | 寺島 | 浩文 | 議員 | 8番 | 目黒 | 静雄 | 議員 |
| 9番 | 菊地 | 正文 | 議員 | 10番 | 井上 | 和文 | 議員 |
| 11番 | 三宅 | 信幸 | 議員 | 12番 | 遠藤 | 満 | 議員 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | |
|-----------------------|-----|----|
| 町長 | 大堀 | 武 |
| 副町長 | 岡崎 | 利光 |
| 教育長 | 佐々木 | 孝司 |
| 総務課長兼 会計管理 者 | 泉田 | 晴平 |
| 企画振興課長 | 小野 | 和彦 |
| 税務課長 | 佐藤 | 茂文 |
| 町民課長 | 大堀 | 勝文 |
| 農林水産課長 兼農務局長 委員 | 岡田 | 健一 |
| 建設課長 | 小野 | 好生 |
| 都市計画課長 | 加藤 | 伸二 |
| 教育総務課長 | 木幡 | 邦枝 |

職務のための議場出席者

| | | |
|------|----|----|
| 事務局長 | 佐藤 | 武志 |
| 書記 | 千葉 | 奈菜 |
| 書記 | 岡田 | 義仁 |

午前10時00分 開 議

◎開議の宣告

- 遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名であります。
-

◎一般質問

- 遠藤 満議長 日程第1、一般質問を行います。

演台でのマスクを外しての質問及び答弁を認めます。なお、自席での質問及び答弁は、マスクの着用をお願いいたします。

通告順に発言を許します。

2番、寺島博文議員。

〔2番 寺島博文議員登壇〕(拍手)

- 2番寺島博文議員 おはようございます。受付順位1番、議席番号2番、寺島博文でございます。

それでは、さきに通告しております2件、5点について順次質問してまいります。よろしくお願いいたします。1件目、スーパーマーケット誘致について。1、誘致活動の現状と課題について伺う。地域で唯一のスーパーマーケット、フレスコキクチ新地店が閉店して、はや1年になります。日常生活に困っているという話を多く聞きます。買物で困っている人たちの大部分は高齢者です。家族、知人などの協力が得られる人もいれば、得られない人もおります。いわゆる買物難民が喫緊の課題として表面化してきております。新地町で一番の関心事は、スーパーマーケットについてであります。改めて次の3点について質問させていただきます。

①、今年1月から今日までの交渉回数と、その内容について伺う。フレスコキクチ新地店が閉店して、1年がたちました。この間、進出予定企業との交渉は何回行われ、その内容はどのようなことだったのかお伺いいたします。

②、誘致交渉期限を設定して、交渉を進めるべきではないか伺う。現在も誘致交渉を進めているものと思います。重要かつ難しい課題なので、交渉が難航していることも理解できます。しかし、高齢化、人口減少という時代の変化に直面し、地域住民が今何に困っているのか、これから先を見据え、誘致交渉期限を設定し、交渉を進めるべきではないかお伺いいたします。

③、公設民営方式を取り入れ、誘致を急ぐべきではないか伺う。地元での買物をする場所を失い、さらには高齢となり、遠方まで買物に出かけられない人も増えている状況ではないでしょうか。スーパーマーケットができれば、町民は自由に買物ができ、高齢者の方に限らず、若者も集まる場所になり、住民同士の交流の場ともなります。買物難民を増やさないために、早急に公設民営方式を取り入れ、企業進出しやすい環境を整備し、誘致を急ぐべきではないかお伺いいたします。

次に行きます。2件目、公共施設の予約について。1、町民、利用者の利便性向上のため、オン

ライン予約ができるようシステム構築すべきでないか伺う。施設予約は、来館予約が基本になっております。電話による仮予約にしても、実際に施設に出向いていき、本予約をしなければなりません。会社勤めの方は、月曜日から金曜日までは仕事をしており、予約をすることは難しい環境にあります。時代は、デジタル化へと大きく変化しております。新型コロナウイルス感染症対策による新生活様式への対応、利用者の利便性向上と職員の業務効率を図るため、公共施設のオンライン予約化を進めるべきと考えます。そこで、次の2点について伺いいたします。

①、昨年12月の一般質問において、執行部からメリット、デメリットを検討して進めるとあったが、その後の検討状況について伺いいたします。

②、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用してシステム構築すべきでないか伺う。いまだ新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっております。これまでの常識が通用しなくなっており、またいつ類似の新感染症が拡大するか分かりません。こうした中、人々の意識も変わり始めています。予約窓口に並ぶことにより密接、密集になります。ピンチをチャンスに変える、この意識変化を臨時交付金を活用した政策で後押しし、新たなまちづくりに弾みをつける意味でオンライン予約システムを導入し、利用者の利便性向上を図るべきではないか伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 2番、寺島博文議員の質問にお答えをいたします。

初めに、スーパーマーケット誘致について。1つ、誘致活動の現状と今後について伺うの1点目、今年1月から今日までの交渉回数とその内容はどうだったのか伺うについてですが、進出を検討いただいているスーパーマーケット事業者と電話、メールや対面等で10回程度交渉を、そして打合せを行っております。打合せの内容につきましては、建物等施設整備に活用できる国や県の補助金の有無や町内の農水産の状況について、情報交換を行っているところであります。

次に、2点目の、誘致交渉期限を設定して交渉を進めるべきではないか伺うについてですが、事業者には出店について検討していただいておりますが、商圈人口が少ないとの話があります。これは、出店に対する投資を遅らせている大きな要因と考えています。検討いただいている事業者からは、建物や設備といった初期投資への補助金がないか相談されています。経済産業省や復興庁、福島県の関係部局にも相談していますが、スーパー事業者が活用できるような補助金や交付金はなかなか厳しい状況です。そのような中でも、活用できる補助金や交付金がないか調査等をしているところであります。誘致交渉期限を設定するというご提案ですが、これまでの交渉の中で検討していただいている事業者は多くはありません。誘致交渉期限を決めて、それに間に合わなかったら諦めるということにはならないと考えておりますので、早期誘致を念頭に置き、事業者の出店の条件を踏まえながら、粘り強く誘致に向けて対応していきたいと考えております。

次に、3点目の公設民営方式を取り入れ、誘致を急ぐべきではないか伺うについてですが、県内では東京電力福島第一原子力発電所事故による避難指示が解除された双葉地方の自治体など、買物環境が特に課題となっている地域で、行政の費用負担により公設民営方式を採用されているところがあります。公設民営方式は、施設整備を行政が負担することになります。当町としましては、基本的には民設民営方式で誘致を進めたいと考えておりますが、例えば国の交付金や補助金が活用できるなど誘致に向けたよりよい条件が整う場合は民設民営方式に限らず、ほかの施設整備運営形態についても検討し、誘致を進めていきたいと考えております。

次に、公共施設の予約について。町民、利用者の利便性向上のため、オンライン予約ができるようシステム構築すべきでないか伺うの1点目、昨年12月の一般質問において、メリット、デメリットを充分検討して進めるとあったが、その後の検討状況について伺うについてですが、今年度4月から11月までの当町の施設利用の状況は、フットサル場は町内の団体が166件、町外の団体が38件、文化交流センターは町内の団体が646件、町外の団体が279件、改善センターは町内の団体が36件、町外の団体が3件、駒ヶ嶺公民館は町内の団体が645件、町外の団体が4件、勤労青少年ホームは町内の団体が503件、町外の団体はゼロといった状況になっております。また、総合体育館や町民野球場といった一部の施設については、昨年、そして今年の福島県沖地震により被害を受けたため、施設の貸出しを中止していたところであります。

さて、近隣市町村における現在の公共施設オンライン予約システムの状況は、各自治体によってシステムが異なっておりますが、共通部分では窓口での利用者登録が必要なこと、またオンライン予約は仮登録であり、利用料を納めることで初めて本予約となるといった手順があるようです。公共施設におけるオンライン予約を実施した場合のメリットとしては、システムの内容にもよりますが、いつでもどこからでも予約申込みが手軽にできる、施設の予約状況が確認できるといったことなどが挙げられます。反面デメリットとしては、オンライン予約とした場合でも、利用者登録、利用料の納入等で窓口に来ていただく手間があり、現行方式と変わらないと思われれます。また、高齢化率34パーセントを超える本町の現状を考慮しますと、引き続き施設窓口での予約受付も並行して行う必要がございます。この場合、窓口予約とオンライン予約による二重登録を防ぐために、即時に予約データの確認、更新を行うなど新たな作業が増え、施設管理人等の事務が煩雑になることから、確実なシステム運用を図る体制を整える必要があります。さらに、システム構築に係る経費については、全施設導入するか一部の施設で導入するかで変わってまいります。後から追加で導入した場合は、全施設導入よりも多くの経費がかかるようになります。また、システムを運営している間は、経常的に毎月維持管理費用が発生します。総合的に現在の状況からオンライン予約については、システム構築など問題を一つひとつ整理して、実施の有無について引き続き検討してまいります。

2点目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、システム構築すべきでな

いか伺うについてですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、各配分ごとで対象となる事業が変わっております。今回の対象は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援を行う事業です。公共施設のオンラインシステムの構築には活用できません。今後システムの構築も含めて、別な補助事業があるかどうか調査をしながら、進めてまいりたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 ご答弁ありがとうございました。それでは、順次再質問したいと思います。

1件目のスーパーマーケット誘致について、今年1月から今日までの交渉回数と、その内容について伺う。答弁では、対面、電話、メール等で10回程度。あと、内容については、使える補助金があるのかないのかというような回答だったと思います。

まず、基本的なことなのですけれども、普通大事な要件というか、その場合、対面が基本だと私は思うのです。今回みたいな大変大きな重要なスーパーを誘致するということですから、基本こちらから出向いていく姿勢というのが大事だと思うのです。何よりも来てほしいという熱意、誠意が一番必要だと思います。今回の交渉で対面の交渉は何回ですか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

対面での交渉につきましては、3回ほど行っております。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 1年で3回ということですが、この場合出向いていったのか、それとも来ていただいたのか、その辺教えてください。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 こちらに来ていただきました。なぜかといいますと、こちらに来ていただいて、町内の、先ほど町長お答えしましたけれども、農水産業の状況とか、そういったことも現場を見ながらよく聞きたいということで、あえてこちらに来ていただいたということでもあります。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 来ていただいたということなのですが、私たち、ちょっと例悪いかもしれないですが、結婚を申し込むとき、向こうの親に来てもらうなんていうのはあまりないと思います。やっぱり本来は、向こうに行って、頭を下げて、何とかお願いしますというのが普通のお願いの仕方ではないかと思うのです。でないと、誠意は相手には伝わらないと思うのね。先ほども言いましたけれども、1年間の交渉としては少ないと思う。もうちょっと誠意を見せて、こちら

から出向いて行って、ぜひ来てほしいのだというようなことが必要ではないかなと思いました。

あと、使える補助金があるのかなのか。内容のやり取りですけれども、業者とのやり取りであれば、進出に関する補助金だと思うので、あと国とのやり取りにしても、こちらに来ていただく上での補助金の有無についてだと思うのですけれども、業者との交渉の内容と、あと国との交渉の内容、もう一度お答え願えますか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

もう一度ということでございますけれども、業者との、業者というか、事業者さんですね、事業者さんは進出に当たりまして、建物とか施設とか、そういった部分の補助金がないかということで相談を受けておりまして、町では国や県にどういった補助金なら可能性があるかというのを相談しているところです。スーパー単体が進出するのに補助金というのはなかなかないのが現状であります。いろんな補助金ありますので、可能性のあるものを今相談しているところであります。

あと、もう一点の町内の農水産物の状況ということでございますけれども、事業者が進出した場合、町内の魚とか農水産物、そういった部分をぜひ使いたいということでもありますので、町内でどういった作物が取れているのか、魚が取れているのかというのを調査したいということでやり取りをしている状況であります。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 交渉は、建物を建てる上での補助金を国に対してあるのかなのか、その辺のところを探している、交渉している状況だと受け取りました。補助金ですけれども、今探しているということなのですけれども、ないものを探しているわけではないと思いますが、その辺の可能性というのは、その辺のところをお聞かせ願えますか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 先ほども答弁させていただきましたけれども、スーパー事業者が単体で、これで進出できるという補助金や交付金とかというのはなかなか厳しい状況です。可能性については何とも言えませんけれども、この補助金でどうかということを復興庁と今協議をしているところであります。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 なかなか厳しいという話がありました。

次に行きたいと思います。2番目の誘致交渉期限を設定して、交渉を進めるべきではないか伺うについてですけれども、答弁では誘致期限を決めないで、可能性のある間、誘致を目指して粘り強くというような回答だったかと思います。これを質問してもあれなので、次に行きたいと思います。

次の公設民営方式を取り入れて、誘致を急ぐべきでないかについてですけれども、確かに公設で建物を造る場合、大きなお金がかかるかと思えます。そういう意味で、先ほども言っているように、補助金を探しているのだらうと思えます。しかし、今回もうスーパーがなくなって1年がたちました。スーパーがない損失というのは、かなり損失はもう計り知れないと思うのです。地元にいる若者の地元離れ、それから人口減少、それから今進めている移住、定住政策への悪影響、そういう観点からも、私は誘致を加速してやるべきだと思うのです。先ほどの回答というのは、前回ほかの議員なんかも質問して、得ている回答と全く同じです。ここは、やっぱり政治決断が私は必要だと思うのです。思い切って町の財源を使って、町単独での公設民営にするべきだと私は思います。大堀町長、お願いいたします。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 政治決断をとということですが、やはり新地町の財政状況はそんなによろしい状況ではないと私は思っています、将来を考えた場合。その中で最大限国県の事業が使えるのであれば、その事業を活用したいというのが私の考えでありますので、そういった中で、今言われたとおり、前にも答弁しているとおり、基本は民設民営だけれども、公設民営というのもありということで、いろんな事業を今補助メニューを探しているということでございますので、その辺は一定程度ご理解をさせていただかないと難しいかなと。政治だけで単費を全部使ってもいいと言われても、私的にはちょっとそれはあまりにも後年度負担が大き過ぎると思っておりますので、今のところは公設民営であっても補助を探すということで考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 大堀町長がそういうトップとして考えるのであれば、それは了解しました。

次に行きます。2件目の公共施設の予約について。町民、利用者の利便性の向上のため、オンライン予約ができるようシステム構築すべきでないか。昨年一般質問しまして、執行部さんからそういう回答あったのですけれども、件数的には先ほど4月からの件数とか云々あったのですけれども、今ホテルにしても、病院にしても、あらゆるあれがオンライン予約でできるようになっている中にあります。確かに二度手間になるとか、あと高齢者の問題ということもデメリットあるかもしれませんが、全部オンライン予約にするということではなくて、今のシステムも生かしながら、要するに実際に窓口に行って予約することもできるように残しておく。それから、若い人たちは、そういった仕事の関係上なかなか行けない。休んで行くとかしないと予約が取れないというようなことになっていると思うのです。あと、今一番やはり問題になるのは、予約に行って、密接、密集になるということだと思うのです。そういった意味で隣の市では、昨年9月からオンライン予約システムができました。これ文化施設であれスポーツ施設あれ全てオンライン予約、それから今までどおりの予約ができるようになっています。やっぱりまちづくりというのですか、今現在新地町はI C

T、情報通信技術のあれではかなり有名な町になっているわけです。そういった中であって、やっぱりこういう簡単どころ、オンライン予約についてやれるような体制が私は欲しいなど。私も公共施設を予約しているのです。人数が少ないときは小さな公民館でもいいですし、それから大人数になると改善センターとか、そういうところ、あと文化交流センターとかに行き行って予約しなければいけないのですけれども、そういった行ったり来たり、向こう行ったり、こっちに来たりというようなやり取りというのは非常に手間になるわけです。そういう利便性を、サービスを提供すると、やはりコロナウイルス禍での密集、密接を避けるためのそういうオンライン予約というのは私必要だと思うのですけれども、その辺いかがですか。

○遠藤 満議長 木幡邦枝教育総務課長。

○木幡邦枝教育総務課長 先ほど町長の答弁にもありましたように、議員が申しますようにオンライン予約、非接触型で、コロナ感染症の対策としては有効な手段の一つであるとは思いますが、先ほど申し上げましたように、窓口での料金の納入の問題などいろいろこれから整理するべき問題がありますので、こちらを引き続き検討して、実施の有無について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 今聞いていると、やらないこと理由を並べているような感じで、実際にやったら、そうでないようなこともあるようなことが今おっしゃられているのですけれども、前向きに検討してください。

次に行きます。②の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用してシステム構築すべきでないかということなのです。今回の臨時交付金はエネルギー高騰、それと物価高ですか、そのようなところでしか活用できないということですが、使う目的が違うということなのでしょう。今年1月5日までは、感染者の累計は5人でした。現在は、新地町の人口の8パーセント強の、先日640名ほどになったというようなことが発表ありました。やはり密接、密集を避けて、感染防止対策のためですから、この交付金を対象にするべく、新たに申請するというのですか、こちらから、いやこういうわけで困っているのだと、新地町は今まではこういう人数で少なかったけれども、今こういうふうになっているのだ、だからエネルギーだけではなくて、要するにコロナ対策の交付金なわけですから、それを防止するわけですから、そっちも使用を認めてもらうようにやるべきでないかと思うのですが、いかがですか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

コロナの地方創生臨時交付金ですが、先ほど教育総務課長が答えたとおり、これから使える交付金の内容というのは、先ほど答弁したとおり電気、ガス、食料品高騰、そういったことであります。

これは、国で全国の自治体に今回はこういったことに重点的に使ってほしいということで政策的に割り当てられている配分でありますので、これを接触とか、そういった部分に使うのは、新地町だけがやるというのはできないと考えております。過去に、昨年度とか、そういったこともできるような通常分といわれる地方創生臨時交付金がありました。接触対応とか3密対策とか、そういった分はありましたけれども、そのときは事業者の支援とか、それから町民の支援とか、接触にならないように、そういった別の事業を重点的にやっとな、優先順位つけてやっとなというところでありますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 今回の臨時交付金については、オンラインの構築には使用できないというようなことでした。12月の今回の補正予算で、物価高騰対策として家電製品を購入したりとか、そういう話ありましたけれども、これコロナ対策とどういう整合性があるのですか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 答えいたします。

整合性ということではありますが、先ほども私答弁しましたが、国で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額強化ということで配分をされていまして、その中身が電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援の交付金ということでありまして、コロナの地方創生臨時交付金の中の下に、この電力、ガス、食料品の支援をするという内容になっております。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 理解しました。

コロナの交付金でなくても、財源といいますか、ふるさと納税とか、そういった財源なんかもこういったものに充ててもいいのかどうか、ちょっとまた私今分かりませんが、そういったことも活用できるのではないかなと思います、いかがですか。

○遠藤 満議長 通告ないと思うのだ。答弁できないのではないのか、すぐには。通告してあれば答弁できると思うけれども、コロナ感染症対応の臨時交付金の活用についてということだけだから、ふるさと納税の基金を使ったらいいのではないかと、それは通告していないから、答弁できないのではないのかなと思う。

2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 そういうことであれば、答えは得られないということなのですから、そういったことも含んで今後の町の政策、新しいまちづくりに生かしていくように私はすべきだと思。もうちょっと何か新しいこと、町に活気ができる、あるいは町民が利便性向上する、そういったところにもうちょっと目を向けてやっていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○遠藤 満議長 これにて2番、寺島博文議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時40分 休憩

午前10時55分 再開

○遠藤 満議長 それでは、再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

7番、寺島浩文議員。

〔7番 寺島浩文議員登壇〕（拍手）

○7番寺島浩文議員 受付順位2番、議席番号7番、寺島浩文です。

さて、相変わらず新型コロナウイルスが全国で猛威を振るっております。現在市町村ごとの感染者数は発表されておきませんが、我が町でも感染者が増えていると思われまふ。幸いなことに重症者はほとんどいないようでありまふが、感染者自体が増えれば、重症者も増えることが予想されまふ。引き続き町としても感染予防の啓発は継続して行っていただきたいと思ひまふ。また、去年、今年と震度6以上の大地震が2年続けて起こり、今後公費解体の対象となる半壊以上の被災者は140件、217名になるということだす。事業完了は令和5年いっぱいかかるのではないかとということだすが、被災者の生活再建を急ぐためにも、事業完了を少しでも前倒しできればと思ひまふ。

さて、今回の一般質問は、以前にも伺ひました移住、定住人口を増やす取組について再度伺ひたいと思ひまふ。第6次総合計画で将来の人口フレームの目標値を令和7年で7,900人、令和12年で7,700人としておきまふ。しかし、今年11月の時点で7,766人と既に令和7年の目標値を下回っております。今までの一般質問でも何度も言ひましたが、人口が減少する影響は長期的かつ多岐にわたります。生産者人口が減少すれば労働力不足を招き、それに伴ひ経済産業活動が縮小、町の税収減少につながります。しかし、その一方で高齢化は進んでいきます。社会保障費は増加し、財政もますます厳しさを増していきます。そうなれば、行政サービスの低下にもつながります。当然町としても、総合計画に沿って移住、定住施策を推進し、町の人口を維持していくための努力はされておきまふと思ひまふが、現実問題として、人口が予想を超えて減っております。私は、まだまだ移住、定住施策の強化や見直しなど、新たな取組が必要だと思ひまふ。そこで、今回移住、定住人口を増やす取組についてということだ質問させていただきます。

まず、質問1です。以前から言っておりますが、新地町への移住、定住を考へていただくためには、まず新地をよく知っていただくことが重要だと思ひまふ。新地には海、里、山があり、農業や漁業が基幹産業となっております。そういった新地の産業を体験できるような取組としてグリーンツーリズムやブルーツーリズムなどの体験型のイベントなどを検討してはどうでしょうか。新地を

知り、地元の人間と触れ合う機会があれば、移住を考えるきっかけになるかもしれません。また、もっとじっくり新地を知りたいという方には、お試し居住として数日間、または数週間滞在できるような施策も考えるべきだと思います。最初に言ったように、新地への移住、定住を考えていただくためには、まずは新地をよく知ってもらうことが必要だと思います。パンフレットや動画を見ただけで移住を考える方はほとんどいないと思いますので、こういった体験型の施策が必要だと思います。考えをお伺いいたします。

質問2であります。移住者を増やす取組として、3大都市圏からの移住者を狙っていくのは当然ですけれども、もっと身近なところ、仙台圏をターゲットとして移住者を増やす取組に力を入れるべきではないでしょうか。先日のテレビのニュースで、お隣山元町への仙台圏からの移住者のニュースをやっておりました。山元町は、震災後4,000人ぐらい人口が減少しましたが、復興事業によりスーパーマーケットや直売所など様々な施設が整備され、移住者への支援制度や仙台駅から40分の距離などをPRし、徐々に仙台圏からの移住者も増えてきているようであります。これを我が町に当てはめてみますと、支援制度などは大きく変わるものではありませんし、仙台駅、新地駅間は50分で、山下駅からプラス10分です。しかも、新地は様々な体験型の施設も多く、町の魅力という点では勝っていると思います。私も学生時代を含め30年近く仙台に通ってきましたが、電車で50分という時間は苦にはなりません。そういったことから、様々な媒体を駆使して、仙台圏からの移住者を増やしていくべきだと思いますが、考えをお伺いいたします。

質問3であります。安定した雇用の場の確保についてお伺いします。新地への移住、定住をお考えいただくためには、まず安定した雇用の場、働く場所があることが重要です。そこで3点お伺いいたします。

1番として、町内には防集元地、新地駅東口事業用地、駒ヶ嶺工業用地、そして商業施設の誘致を目指す事業拡大区域など、企業誘致を目指している用地があります。しかし、この件に関しては、これまで何度も質問させていただきましたが、いまだに進展がないようであります。そういったことを考えれば、今までとは違う目線や考え方など新たな取組が必要になると思います。町としてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

2番であります。6月の一般質問でもお伺いしましたが、南工業団地に誘致した3社に対し、地元採用者が非常に少なくなっております。その分ほかから移住者が多くなっているのであればいいのですが、企業も地元で採用できないため、住所を移さず、移動してきている人も多くいると思われます。この状況は、北工業団地でも同じことが言えると思います。やはり定住という意味でも、地元の間人が地元の企業で働くという流れをつくっていく必要があると思います。地元に戻りたいというUターン希望者にも地元企業の情報が伝わるように企業ともっと連携を密にし、情報発信など取組を強化して地元採用者やUターン者を増やしていくべきだと思いますが、考えをお伺いいたします。

3番であります。新地町農業も離農者が増え、後継者がいないことから、耕作放棄地も増えております。また、漁業の後継者も少なく、海のある新地町としては、漁業が先細りになっていくことが懸念されます。町としても様々な支援事業を通じ、新規就業者を増やす取組は行っていますが、なかなか新たな就業者は出てきていないようであります。しかし、農業、漁業は町の基幹産業です。このまま手をこまねているわけにはいかないと思いますので、新たな施策を考え、農業、漁業への新規就業を強化していくべきだと思います。また、新規就業者は町内の方とは限りません。コロナ禍の中、地方に移住し、農業や漁業に取り組みたいという方も出てきているようであります。質問1では、グリーンツーリズムやブルーツーリズムなどをご提案しましたが、こういった体験型の施設や、そのほか様々な取組を強化し、農業、漁業に従事していただく移住者の発掘にも力を入れていくべきだと思いますが、考えをお伺いいたします。

質問の4番でございます。移住、定住人口を増やすための受皿となる住宅政策をどのように進めていくのかお伺いいたします。町内には多くの空き家が存在します。そういった空き家を再生可能なうちに再利用していただくことが重要だと考えます。また、空き地や耕作放棄地になった土地なども多く存在します。農地に住宅を建てたい場合には農地転用が必要になるため、農地転用の円滑化が求められますが、どのように対処していくのでしょうか。また、現在福田地区に定住分譲住宅12区画整備し、残り1区画となるまで埋まってきたようであります。全区画が埋まるのも時間の問題かと思われまます。そこで伺いますが、住宅政策として新たな住宅地整備は考えていくのかどうかお伺いいたします。

質問の5番であります。現在町内では、公共交通機関がなく、動いているのはデマンド交通、しんちゃんGOだけです。町外から訪れる方は利用ができず、不便を感じております。また、町では町内外の方が利用しやすいようなしんちゃんGOの運用見直しを検討していますが、いまだに結論が出ておりません。やはり移住、定住を考えたときに、利便性の悪い町では評価が下がります。早急にデマンド交通、それがしんちゃんGOという名称でそのままいくのかは分かりませんが、その見直しが必要だと思います。現在どのような状況なのか、どのように考えているのかお伺いいたします。

質問は以上であります。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 7番、寺島浩文議員の質問にお答えをいたします。

初めに、移住、定住人口を増やす取組についての1点目、新地をもっと知ってもらうためにも、グリーンツーリズムやブルーツーリズム、またはお試し居住など体験型の施策が必要ではないかについてですが、グリーンツーリズムの分野では、福島県相双農林事務所において相双就農ポータルサイトを設け、相双地方の農家への農業体験を進めております。当町でも数件の農家が農業体験受

入りに登録をしており、実際に町外から農業体験に訪れている方もいらっしゃいます。ブルーツーリズムの分野では、福島県観光交流課において、浜通りエリアの海にまつわる観光資源を生かしたふくしま浜通りブルー・ツーリズム事業を推進しており、紹介動画やパンフレットを作成し、PRしております。当町でも海釣り公園が紹介されています。このような施策により実際に当町に訪れていただき、体験を通すことによって移住、定住につながっていくことを期待しているところであり、必要な施策であると考えております。

お試し居住については、以前にも答弁させていただきましたが、お試し住宅として使用可能な住宅は鉄筋コンクリート造り5階建ての集合住宅である小川定住促進住宅となっております。福島県において実施したお試し体験住宅では、小川定住促進住宅への応募者はありませんでした。ご質問にあるような目的を持ってお試し居住するための住宅としては、戸建ての民家が望ましいと考えております。他自治体で行っている事例としては、古民家をリフォームした住宅をお試し体験住宅として活用しているのが一般的であります。町では古民家などの戸建て住宅を所有しておりませんので、現段階ではお試し住宅の事業化は難しいと考えております。

次に、2点目の仙台圏からの移住者を増やす取組にもっと力を入れるべきでないかについてですが、当町の魅力ある観光資源を紹介し、交流人口の拡大を図るため、本年度から新地町独自の情報発信事業として、しんち魅力体感・発信事業を実施しております。今年度は、10月20日から23日にかけて、雑誌編集者、ユーチューバー、インスタグラマーを対象としたインフルエンサー招請ツアーを行ったほか、11月6日にはラジオパーソナリティーの本間秋彦さんをお迎えし、仙台圏を中心とした100名の一般モニターツアーを行い、鹿狼山や釣師防災緑地公園など、当町の観光資源をPRいたしました。一般モニターツアーには、仙台圏を中心に2,600名以上の方々から応募がありました。このように仙台圏の方々に当町の魅力をPRし、仙台圏からの交流人口を増やしていきながら、関係人口の増加や移住、定住にもつなげられればと考え、事業を進めているところであります。

また、移住、定住施策として来てしんち住宅取得支援事業を実施しており、さらに福田地区においては、福田定住住宅建築支援補助金を実施しているところであり、それぞれ効果を得ていると考えているところであります。あわせて、住宅展示場への事業説明及び来場者用のチラシ配布などを行っております。今後も移住、定住に向けて、継続して事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の、安定した雇用の場の確保について、企業誘致が進んでいない各用地、防集元地、駒ヶ嶺工業用地、駅東口事業用地、事業拡大区域等への誘致を進めるためには新たな取組が必要ではないかについてですが、防集元地については、町が買い取った約42.8ヘクタールのうち、約8.4ヘクタールが未利用地になっています。防集元地の多くは、盛土構造で整備された県道相馬亘理線との間にあるため、くぼ地になっていることや、旧県道や町道が震災前の状態であるため、一団の事業用地として活用するためには、盛土や排水溝などの整備が必要となります。1つずつ問題を解決しながら、活用可能な用地にできるように考えてまいります。次に、駒ヶ嶺工業用地については、

常磐自動車道新地インターチェンジや相馬港へのアクセスのよさ、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金やふくしま産業復興投資促進特区にある税制上の特例をPRしながら、企業誘致活動を進めております。誘致活動は、福島イノベーション・コースト構想推進機構の企業誘致担当部署と連携、協力を得ながら、誘致を目指してまいります。駅東口事業用地については、現在災害廃棄物の仮置場、そして公費解体事業の解体ごみの仮置場として活用中でありますので、早期の災害廃棄物の処理を進めながら、スマートアグリ事業の誘致を目指してまいります。この事業用地も事業形態により福島復興特区制度等の活用が可能であり、現在事業者数社と意見交換を行っているところであります。事業者側からは、もっと広い用地面積を求められることもありますが、今後も特区制度や町独自の優遇施策をPRしながら、福島イノベーション・コースト構想推進機構の企業誘致担当部署と連携し、誘致を目指してまいります。

事業拡大区域のスーパーマーケット誘致につきましては、出店は検討していただいておりますが、商圈人口が少ないとの話があります。これが出店に対する投資を遅らせている大きな要因と考えますが、福島県の復興特区制度活用による税制上の特例措置としての固定資産税や不動産取得税の課税免除、町独自の優遇施策として創設した事業用地の一定期間無償貸付制度などをPRしながら、引き続き誘致活動を進めてまいります。また、国の交付金や補助金が活用できるなど、誘致に向けてよりよい条件が整う場合は、民設民営方式に限らず、ほかの施設整備運営形態についても検討してまいります。このように各用地それぞれ事業者誘致に取り組んでいるところであり、引き続き早期誘致に努力してまいります。

次に、地元企業への地元採用者が少ない。企業と連携し、地元やUターン者等の採用を強化すべきではないかについてですが、町では町内企業への就職促進と相馬総合高等学校新地校舎生徒の職業観の育成に取り組んでおります。町内企業の会社概要や求める人材などを説明することにより、企業への理解を深め、興味や関心を高めてもらうことにより、生徒の職業感の育成を図るとともに、町内企業への就職促進につなげるため、企業訪問を行ってまいります。昨年度は、1年生52名が相馬共同火力発電株式会社と石油資源開発株式会社の企業訪問を行っております。ご提案のUターン者等への採用強化についても、今後町内企業の情報発信にも力を入れながら、町内企業と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の、移住者を含む農業、漁業への新規就業者を増やす取組を強化すべきでないかについてですが、新規就農者の支援として農業次世代人材投資事業を活用し、震災以降7名の方が新規就農しております。貴重な人材ですので、就農後の経営や規模拡大、法人化に結びつくよう関係機関と連携し、継続支援してまいります。また、町では相双地域新規就農・企業参入推進検討会議に参加しており、検討会議で開設したインターネットによる相双就農ポータルサイトで就業までの流れと支援策、就業診断、相双地域での農業体験、お勧め品目と経営指標、相談、申込みなどの各種情報を発信しております。新規就農者の相談体制についても、県、町、関係機関が連携してサポ

ートチームがつくられ、体制強化が図られております。今後も新規就農者の発掘や法人化、規模拡大など、継続的に支援しながら、関係機関と連携し、新規就農につながる取組を進めてまいります。

漁業の新規就業者対策については、平成20年度以降10名の方が新規組合員として加入しております。組合加入に必要となる1年間の経験、実績を積むための実習も行っており、現在は実習を終えて、新規組合員として加入しております。また、漁業者の所得向上を目的とした、浜の活力再生プランを漁業者と町、漁協、県が協力して作成しております。具体的には漁獲量拡大による収入向上や鮮度保持機器導入等による高品質化、コスト削減の取組などにより所得向上を目指すものであります。今後も漁業者の経営安定につながるよう、漁協や関係機関と連携しながら、新規就業者対策など様々な取組を進めてまいります。

次に、4点目の移住、定住人口を増やすための受皿となる住宅施策をどのように進めていくのか。農地転用の円滑化や空き家、空き地活用、新たな住宅整備等についてですが、新地町においては、移住、定住の施策として、さきに答弁しましたが、ソフト事業として、来てしんち住宅取得支援事業を実施しており、さらに福田地区においては、福田定住住宅建築支援補助金を実施しているところであり、それぞれ効果を得ていると考えているところでありますので、継続して進めてまいります。このほか住宅建築可能な土地につきましては、新地駅前において土地区画整理事業を行い、保留地につきましては完売したところでありますが、区域内の換地処分をした民有地においては利活用が進んでいない土地があります。また、空き家に関しても、これまで所有者に対してバンク登録の依頼をしてきましたが、登録者が少ない状況にありますので、引き続き所有者に対してバンク登録を促し、土地の利活用について推進をしてまいりたいと考えております。

なお、農業振興地域整備計画の見直しについては、第6次新地町総合計画、新地町都市計画マスタープラン、新地町国土利用計画と整合性を図りながら、来年度、総合見直しに係る計画策定のための農地基礎調査を実施してまいります。町内の農地等の宅地化については、国土利用計画などを踏まえ、関係機関と協議しながら進めてまいります。

次に、5点目の、町民や町外から訪れる方が不便を感じているデマンド交通、しんちゃんGOの見直しや整備を急ぐべきではないかについてですが、現在のりあいタクシーしんちゃんGOの運行見直しについて検討を行っております。見直しを検討するに当たっては、新地町乗り合いタクシー運行委員会での意見交換のほか、利用者や幅広い方々の意見を聞くため、新たな公共交通検討座談会として、しんちゃんGOの利用者、老人クラブ、婦人会、地域包括支援センター、民生児童委員、商工会、町内の病院、企業、商業者の皆さんにお集まりいただき、座談会形式で懇談会を開催するなど、広く意見をいただく場を設けながら、検討を進めております。しんちゃんGOの課題として、当初の目的であった商業の振興に至っていないことや、利用者が高齢化し、徐々に減少しているほか、町内民間タクシーの運行が不十分であるなど、しんちゃんGOの運行や見直しと併せ、民間タクシーの運行促進にもつながるような施策を検討しているところであります。具体的には、新地ま

ちなか線はタクシー補助への変更を検討しているほか、公立病院線と拠点通過路線については、公立相馬総合病院への通院や相馬総合高校新地校舎生徒の通学の足を何らかの方法で確保する必要があると考えております。今後デマンド交通の見直しに向けて、さらに詳細な検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 再質問いたします。

質問1番の体験型の施策、先ほどグリーンツーリズム、ブルーツーリズム、これは先ほどの話だと県の事業でやっているというお話でございました。これは県でやっているということは、町では、新地に来ている方もいるという、体験している方もいるという先ほどの話ありましたが、町ではどういう方が来ていてとか、そういうのを把握はできているのでしょうか。

○遠藤 満議長 岡田健一農林水産課長。

○岡田健一農林水産課長兼農業委員会事務局長 グリーンツーリズムの関係で、私からは農業関係の部分で回答させていただきます。

先ほど回答にありました農業の部分であります。県の指導農業士という資格を持った、実際には岡地区のニラ農家に大学生が体験で研修に来ているという状況でございます。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 来ている把握はしているということですが、そういったことが、私の質問は移住、定住人口を増やすということですので、この方、Uターンなのかどうなのかは分かりませんが、そういった意思確認とか、そういう接触はちゃんとできているのでしょうか。

○遠藤 満議長 岡田健一農林水産課長。

○岡田健一農林水産課長兼農業委員会事務局長 回答いたします。

昨年実際に岡地区のニラ農家に来た学生については、大学生でございました。そういった方の情報をニラ農家の方と情報共有しまして、情報は確認しております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 これが移住、定住につながっているのかというのはまだはっきりはしないのですが、あくまでもこれ県でやっている事業ですから、県に任せておけばいいという感じで考えているのかどうか分かりませんが、独自の施策として町では考えてはいないのでしょうか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 町独自の政策ということではありますが、ブルーツーリズムとかグリーンツーリズム、大変交流人口拡大には移住定住にもつながるということで進めたいとは思っております。

けれども、先ほど町長から答弁もありましたが、新地町独自の情報発信事業、しんち魅力体感・発信事業、こういったものを始めましたので、まずはその交流人口の拡大、関係人口の拡大から進めていきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 交流人口の拡大というよりも、私の考えていたのはグリーンツーリズム、ブルーツーリズム、やっぱり農業体験、漁業体験をして、こちらに移住して、そういった仕事に就いてもらうという意味合いで聞いたつもりだったのですが、今のところはということですけども、今企画振興課長がお答えになりましたが、今言ったような私の考え方として、農水課長としてはどのようにお考えでしょうか。

○遠藤 満議長 岡田健一農林水産課長。

○岡田健一農林水産課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

まず、ブルーツーリズム、グリーンツーリズムでは、交流により経済的な活性化を図るなど、そういったところで地域への価値を高めていくような効果があると考えております。実際に町では交流の取組が日々行われていると考えております。というのは、産業まつりでは水産物の無料配布や販売によるPRであったり、そういうところにも当然他市町村から来ていただいているお客さんには交流人口ということで関係性があると考えております。また、遊海しんちでも漁船パレードやそこでのPR活動、そういったところでも当然交流人口の拡大にもつながって、新地のよさというところを確認していただいていると考えております。ですので、そういった取組をしっかりと行いながら、担い手の確保であったり、定住人口の確保に努めていければと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 ちょっと今のところはそういった具体的な町としての施策としては考えていないようではありますが、やっぱりこれ必要なことだと私は思いますので、今後の課題としてぜひお願いします。

次に行きます。お試し居住、これは先ほどと同じで、これも県の事業で行いましたが、応募がなかったというお話でした。これはどういう形でこの事業をPRしたのか、これは県に全てお任せして、新地にお試し居住をしてくださいという形だったのか、その中身をちょっと教えていただけませんか。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 お試しの居住につきましては、先ほど町長からの答弁ありましたとおり、県で実施したものでございます。当時は、まだお試し居住という考え方もそれほど多かつたわけではないと考えておりますが、県で率先して都心部にPRをしてきたという経緯がございまして、新

地町だけではなく、その他地域においても実施してきた経緯がございます。その中で新地町の使える住宅ということで、当時は小川定住促進住宅ということで県に提供しまして、その辺りをPRさせていただいたところがございますが、残念ながら新地町に来ていただけるという方はなかったというところがございます。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 ちょっと中身はあれでしたけれども、今課長が言ったように、コロナ禍ということで、そのときとは違って、地方にも目が向いてきているところだと思います。最近テレビとかラジオとか、様々なメディアで新地も取り上げられるようになってきてまして、知名度も上がってきていると思います。今回町の施策として行ってもいいのではないかと私は思います。住宅は、同じ小川定住促進でもいいと思うのです。今どういったPRをしたかというのは回答になかったような気がするのですが、町のホームページには新地でくらそうという移住、定住ポータルサイトというのがありますけれども、そういったところで募集をかけられるのではないのでしょうか。そういった考えはないのか、ちょっとお伺いします。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 町長の答弁にもあったように、県内ほかの自治体もそうですけれども、提供している住宅、集合住宅ではなくて、一般の民家をリフォームしてやっているところが多いかと思えます。実際そういったところでお試しで来ている方もいらっしゃるかとは思いますが、現実的にそれほど期待しているほど、ほかの自治体も来ていないというようなことは聞いてはおりますけれども、集合住宅ということで、なかなか応募がちょっと少ないのではないかというような、前の福島県からの担当者からの回答もありますので、そういったことで戸建住宅、そちらが可能性が高いのではないかなと考えております。

以上でございます。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 戸建てにこだわりますけれども、私が言ったようにお試し居住ってそんなに長くいるわけでもありませんし、私は小川定住で充分だと思うのです。長くても数週間とか、それで充分だと思いますが、ちょっとこだわり過ぎのような気もします。ただ、今のところ事業化は考えていないでしょうから、何度も言いますが、やっぱり新地を知らないと思われたいと思いますので、その辺のぜひお試し住宅、検討していただければと思います。

次に移ります。仙台圏を中心とした移住者です。先ほど11月にラジオパーソナリティー、本間ちゃんと呼ばれている方、そういった方を迎えて仙台圏を中心とした100名ぐらいの一般モニターツアーという形を行ったということでした。恐らくこれは前にも伺った福島再生加速化交付金とか、そういったものを活用した事業だと思います。これはたしか令和7年までの事業だったと思うので

すが、この事業って、こういった事業は毎年、7年までやっていくという考えでよろしいのですか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

今議員おっしゃるとおり、財源は福島再生加速化交付金でありまして、交付金の期限は令和7年度まで活用できるということでありますので、今年度は仙台圏を中心にこういった事業を行いました。来年度以降もいろいろ検討しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 恐らく仙台圏以外にもということでした。ただ、これ年に何回やるのか、こういったイベントやるのか分かりませんが、やっぱり仙台圏が一番身近なところだと思いますので、ぜひこれを検討していただきたいと思っております。今回は鹿狼山と防災緑地がメインだったのですかね。ただ、新地にはまだまだ魅力のある施設がいっぱいありますので、ぜひその辺の観光資源も今後のツアーの中でPRして行っていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

次に、安定した雇用の場の確保についてお伺いします。1点目ですけれども、企業誘致、先ほどの回答は今までと同じような取組、回答と感じました、いろいろ。ただ、取組も同じような、支援策も何も同じということは、結果が同じのような気がします。今までも問合せあるいは引き合い、交渉まで行ったところもあるのかもしれませんが、そういったところ、ただ駄目だったら駄目ではなくて、追いかけて、何が問題なのか、どうやったら来ていただけるのかどうか、そういった検証というか、そういうところを探って、検証していくべきだと思っておりますけれども、そういったことは充分やっているのでしょうか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

企業誘致活動の検証ということではありますが、企画振興課内に企業立地推進室を置いて取り組んでおります。企業誘致推進の専門委員の方も委嘱してお手伝いをいただきながら、そういった方のご意見とか経験も参考にさせていただきながら、いろいろ検証しながら進めているところでありまして、今各用地興味を持っていただいて、情報交換をしている用地もございますので、進出につながるよう進めていければと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 最初の答弁でも少しこういったところが問題だという防集元地の話なんかもありましたので、ぜひそれぞれやはり同じことをずっとやっても、いつまでも企業は来ませんでは駄目だと思いますので、検証しながら、ぜひ誘致できるようにお願いします。

次に、地元採用あるいはUターン、地元でUターンする方への採用強化ということですが、先ほ

どUターンの話も出ました。Uターン者に企業と連携してPRをしていくということですが、具体的にどのようなことを考えているのかお伺いしたいと思うのですが。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

Uターン者対象に具体的にどのようにPRしていくかということですが、今行っているものとする、先ほど話しましたが、高校生向けですけれども、町内企業の紹介、行っております。あと、産業まつりでも町内の企業さんが商工のブースを出して、PRなんかも行っております。今後は町の広報紙とか、あとホームページ、そういった部分で町内の企業の情報を掲載できるように何か工夫していきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 地元の方を採用というのも当然ありますけれども、地元出身者、Uターン、ぜひ出戻って来てもらうように、その辺町としてのPRを、情報発信をお願いしたいと思います。

あともう一つ、Uターン者についてですが、Uターンの方というのは近くには住んでいないわけですから、地元にも戻るといふ気が少しでもあれば、地元の企業とか町のホームページで情報を得ることが多いと思うのです。Uターン、Iターンでもいいのですけれども、新地に移住、定住を考えた場合、企業の状況や仕事との内容と併せて、やっぱり新地町というところを知りたいということもあると思うのです。そのためまちの魅力の発信というのも必要なのではないかと思います。これは町からではなくて、町から企業にセットで町の魅力も発信してもらえないかという、そういったことはお話しできるのでしょうか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

今議員のご提案のとおり、企業側から町の魅力とか、そういった部分を紹介してもらうというのは企業さんの協力をいただければできると思いますので、検討していきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 これはぜひやってもらいたいと思います。ただその企業の内容だけを見るのではなくて、移住あるいはUターンの方というのは、やっぱり新地町というところがどういうところかというのは非常に気になる場所だと思いますので、これはぜひお願いします。

新規就農者関係についてお伺いいたします。先ほど農業次世代人材投資事業ということで、ここ最近だと一時4人一度に新規就農者が出たのですが、その後の状況というのはどのようになっているのでしょうか。現状はどのようになっているかお伺いしたいと思います。

○遠藤 満議長 岡田健一農林水産課長。

○岡田健一農林水産課長兼農業委員会事務局長 ただいまの質問にお答えいたします。

今現在7名の方がこういった制度を活用して、営農している状況です。そういった方には営農指導になりますが、勉強会や現地に出向いた営農指導なども行っております。あわせて、専門的な営農指導は各部会ごとに県の専門員と連携した形で技術面などの指導もしているというところがございます。営農指導については、技術と品質の向上、収穫増にもつながるということで、そういったところをととても重要と考えておりますので、県と農協、あと町が連携した形で営農指導をしっかりと、経営の安定に努めていければと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 その後は、その4名以降は出ていないと私は記憶するのですが、やっぱり新たな農業に対して就農者つくっていきたいと思うのですが、次世代人材投資事業、これ県事業だと思うのですが、町独自の新規就農者への支援というのは何か今現在あるのでしょうか。

○遠藤 満議長 岡田健一農林水産課長。

○岡田健一農林水産課長兼農業委員会事務局長 新規就農の支援については、今の制度も新しくなりまして、準備の部分でも国で手厚く支援がされているというところで、今のところ国、県の補助制度に従った形で支援をしているという部分になります。あわせて、町では就農の相談体制の強化ということで、農協と県と関係機関と連携した形で新規就農チームというところをつくっております。あとあわせて、相談に来たときに窓口でしっかり相談できる体制ということで、就農までの相談できる体制を町としては整えております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 金銭的な面だけではなくて、やっぱり営農指導をいろいろ、そっちも重要だと思しますので、ぜひ対応をお願いします。

ただ、今言った次世代人材投資事業、たしか50歳までとなっていたと思うのですがけれども、新規就農はやっぱり若い世代だけではないと思います。農業に関しては、以前から定年後に就農する方というのも結構いるのです。そういった方も大きな戦力だと思うのです。地元の方もそうですが、コロナ禍によって、定年後にUターンして、こちらで農業を始めるという方も増えているようなのです。そういった定年後に新規就農する方にもぜひ目を向けていただいて、町として何か支援も考えていただきたいと思うのですが、これは答えられないかもしれませんが、ぜひお願いしたいと思います。回答があれば。

○遠藤 満議長 岡田健一農林水産課長。

○岡田健一農林水産課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

やはりそういった方も多いと思われれます。町としては、経営指導ということで、町の特産品であ

るニラなどの経営の計画性が立てやすい、そういった作物など推奨作物、そういったところも指導しながら、支援していきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 そういったUターンの方なんかも、移住人口が増えていくわけですから、ぜひよろしくをお願いします。

ご提案としては、今言ったような方に対して、町内の耕作放棄地も増えていきますし、農地も貸したい、売りたいという人も多いと思います。そういったことから、今担当農水課、あとはUターンすれば住宅も関係してきます。あとは、町の魅力を発信することといえば企画振興課も関係してきます。そういった各関係する課でぜひセットで魅力を提案していただければと思います。そのほうがやっぱり移住してくる方も新地の魅力をよく感じられるのではないかと思いますので、これはお願いいたします。

住宅です。空き家、空き地の再利用。今までも空き家、空き地バンクの充実ということを何度も言ってきましたけれども、なかなか登録が難しいようです。しかし、再利用できる空き家というのは限られていますし、時間がたてばもっと再利用できなくなっていくと思います。そういったことが各地区の住民の方、あるいは区長さんあたりからでもいいのですが、新しい空き家の情報を収集して、可能であれば所有者との橋渡しもしていただいて、再生できる可能性の高い空き家を登録していただく必要があると思います。そういったことが受皿にもなるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 今のご質問でございますが、各行政区長さんと連携しながら、空き家の情報をもらったらいかがかということだと思います。町としましても、現在の空き家、正確なところをちょっと把握はしておりませんので、そういったところも含めて検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 残り時間も少ないので、次のしんちゃんGOに移ります。まだ正式な運行システム決まっていないようでもありますけれども、現在は今当然コロナ禍で、全国旅行支援など観光需要喚起策として国でも積極的に旅行支援を行っていますし、町でも質問の1、2で答弁にあったように、どんどんモニターツアーなどを行って行って、町外からの多くの観光客などを受け入れようとしております。ただ、肝心な交通システム、公共交通機関あるいは2次交通として使える公共機関、これがないのです。これを早く運行を始めないといけないと思うのですが、これいつまでにやる計画なのでしょうか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

デマンド交通の見直し、いつまでということでもありますけれども、まだ見直し案がはっきり決定しておりませんので、具体的にいつということはいえませんが、早く見直しできるように検討は進めていきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 今も言ったように、本当に今どんどん新地に人を呼んでこようという事業もやっている中で、やはりここを早く整備しないといけないと思いますので、ぜひここを本当に早急に整備していただきたいと思っております。これが交流人口拡大あるいは新地のイメージというものもつながると思いますので、やっぱり交通の便の悪いところはちょっとねという、移住、定住考えたときにそういったイメージを持たれると非常に評価が下がってしまいますので、ぜひお願いしたいと思っております。

以上をもって質問を終わります。

○遠藤 満議長 これで7番、寺島浩文議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩をいたします。

午前11時54分 休憩

午後1時30分 再開

○遠藤 満議長 それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

6番、吉田博議員。

〔6番 吉田 博議員登壇〕（拍手）

○6番吉田 博議員 議席番号6番、吉田博です。一般質問をいたします。

サッカーワールドカップ予選リーグを突破した日本。決勝トーナメント1回戦で惜しくもクロアチアにPK戦で敗れ、念願の8強入りはなりませんでしたが、大いに日本のサッカーファンを沸かせてくれました。そして、これからもサッカーに憧れを持つ子どもたちが多くなることと思いますが、一部の報道では、コロナ感染者の多くは10代前後の若い世代に多く、その感染源がスポーツ団体に属する子どもたちが多いということに私としては大変危惧をしているところであります。1年前までは、町内の感染者が5名ということでありましたが、今現在650名とも700名とも言われております。新型コロナの特効薬が一日も早く処方でき、大人もお友達も安心してスポーツや野外活動、そして日常生活を楽しめる日が早く来ることを願ってやみません。

さて、私の本議会の一般質問は、町営住宅の維持管理体制と旧新地高等学校の跡地利用についてであります。

初めに、新地町町営住宅の維持管理体制についてお伺いいたします。私の記憶では、この町の住宅として建設されたのは尚英中学校の西側に長屋形式の愛宕住宅であります。もうかれこれ50年ぐらい前になるでしょうか。その後も駒ヶ嶺や福田地区に少しずつ町営住宅が建てられ、その後小川に鉄筋コンクリート5階建ての雇用促進住宅が建設されたように思います。そして、最も新しいのが東日本大震災後に建てられた災害公営住宅であると思いますが、当初建てられた町営住宅は老朽化しつつあり、そろそろ建て替えの時期に来ているものと思います。

そこで、1件目の質問であります。現在町営住宅の維持管理についてお伺いいたします。初めに、町営住宅の総戸数と入居戸数及び空き室の数をお伺いいたします。

2番目に、空き室数のうち入居できないところがあれば、その戸数と理由をお伺いいたします。

3番目に、旧雇用促進住宅が町営住宅と定住促進住宅に分別されておりますが、その理由と経緯についてお伺いいたします。

4番目に、小川町営住宅の上層階に高齢者が入居しております。エレベーターやエスカレーターがありませんので、階段の上り下りには大変苦労しているようであります。希望者には1階の定住促進住宅に入居できないものかお伺いいたします。

次に、2件目ですが、昨年度から福島県立新地高等学校が福島県立相馬総合高等学校新地校舎となりました。来年度をもって新地校舎はなくなると聞いております。旧新地高等学校の跡地利用については、福島県で決定することとなると思いますが、町としてもある程度の利活用を考え、要望することが必要と思いますが、次の3項目について、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

1つ目に、旧新地高校の跡地利用は町としてどのような考えを持っているのかお伺いいたします。

2番目に、土地、建物の所有は福島県と思いますが、町として早い段階で県立の施設整備を検討しておくべきと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

3番目に、全国的に介護要員が少ないと言われております。介護職員が少ないため、介護施設の部屋が空いております。入居できないという施設が多くあるとのことでもあります。何十人待ちという施設もあるようであります。これまで外国からの介護要員を募ったりしておりますが、コロナ禍にあっては、なかなか外国からの介護要員は入国困難であり、この校舎を利用して、介護要員資格取得の施設として利活用するなどの提案をしてはどうかと思いますが、以上、2件、7項目について町長のお考えをお伺いいたします。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 6番、吉田博議員の質問にお答えをいたします。

初めに、新地町営住宅の維持管理体制等についての1点目、町営住宅の総戸数と入居戸数及び空き室数を伺うについてですが、町が管理している住宅は大きく2種類あります。1つ目は公営住宅法

で定められている町営住宅、2つ目は町の条例に基づき管理している定住促進住宅、若者定住促進住宅であります。本年11月末現在の管理戸数の入居状況は、町営住宅については、全218戸のうち入居者数が187戸、空室戸数は31戸となっており、定住促進住宅、若者定住促進住宅につきましては、全68戸のうち入居者数35戸、空室が33戸となっております。

次に、2点目の、空室数のうち入居できないところがあれば、その戸数と利用を伺うについてですが、長屋タイプの旧愛宕住宅については空き7戸がありますが、老朽化が進んでいることから政策空き家としており、新たな募集は行っておりません。駒ヶ嶺駅前町営住宅につきましては、空き2戸となっておりますが、本年3月の福島県沖地震により被災箇所の修理を行っておりますので、現在募集をしておりません。しかし、災害復旧工事が完了した後、速やかに募集を行う予定であります。

次に、3点目の旧雇用促進住宅が町営住宅と定住促進住宅に分別されている理由と経緯を伺うについてですが、平成13年12月に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画において、雇用促進住宅については早期廃止が決定されました。その後平成20年度末までに町から譲渡希望の回答がない場合、または民間においても売却が不調の場合は、閣議決定に基づき、雇用促進住宅新地宿舎は廃止するとされました。町では、廃止になった場合、入居者が町外に転出することも考えられることから、政策調整会議において町が取得し、定住促進賃貸住宅として活用していくという方針を決定いたしました。その後議会全員協議会やまちづくり懇談会等で町の検討状況について説明しながら、庁内で詳細について検討を進めてまいりました。その中で、定住促進対策として、町内に居住を希望する共働き世帯や子育て世帯、結婚のため住居を必要とする方などのニーズに対応した住宅を供給するため、町単独住宅である小川定住促進住宅を整備することと、併せて低所得者層が生活や住居の安定を図るため、低廉な家賃で入居できる公営住宅として小川町営住宅を整備することで検討を進め、平成21年3月、譲渡受入れ費用を盛り込んだ当初予算の議決を受けて、雇用促進住宅新地宿舎の譲渡受入れと小川定住促進住宅及び小川町営住宅の整備を進めてきたところであります。

次に、4点目の小川町営住宅の上層階に高齢者が入居しており、希望者には1階の定住促進住宅に入居できないか伺うについてですが、さきの答弁において小川住宅の運用の区分についてお答えしましたが、1階から3階を定住促進住宅、4階、5階を町営住宅として運営しております。町営住宅と定住促進住宅では、入居資格要件が大きく異なっております。その部分は総所得要件であります。町営住宅の部分においては、公営住宅法が適用となっておりますので、前年度の世帯の総収入から算出した所得の月額15万8,000円未満の方が入居要件となっております。一方、定住促進住宅については、それを上回る所得層の方が入居できる住宅として整備しておりますので、月額15万8,000円以上の方が入居要件となっております。しかし、入居当時からそれらの入居の要件状況が変わっている場合もありますので、ご質問のような方においては、必要な入居要件を満たした場合における移転は可能であると考えております。また、4階、5階の町営住宅に入居されている方

が身体的な事情により階段の昇降が難しい場合などは、低層階である他の町営住宅に移転することも可能であると考えております。

次に、旧新地高校の跡地利用について。1点目、旧新地高校の跡地利用は、町としてどのような考えを持っているのか伺う。2点目の土地、建物の所有は福島県と思うが、町として早い段階で県立の施設整備を検討しておくべきではないか伺う。3点目の、全国的に介護要員が少ないと言われており、この校舎を介護要員資格取得の施設として利活用するなどの提案をしてはどうかについて、関連がございますので、一括してお答えをいたします。旧福島県立新地高等学校は、明治39年に教育に対する村民の熱い思いで新地村実業補習学校として開校し、創立150年の歴史を持つ伝統誇る学校でありましたが、ご承知のとおり県立高等学校改革により福島県立新地高等学校と福島県立相馬東高等学校が統合し、福島県立相馬総合高等学校新地校舎と改称して教育活動を展開しております。現在新地校舎では、2年生、3年生合わせて83名の生徒が学んでおり、町の事業である読書感想画コンクールや町内清掃ボランティア活動等にも参加、活躍しております。旧新地高等学校は、相馬総合高校の新地校舎として間もなく1年が経過しようとしておりますが、在籍している生徒たちが進学、就職活動に励んでいるこの時期に跡地利用等に言及することは、県や学校関係者を含め社会にも様々な波紋を投げかけ、多くの思惑が飛び交うことが推測されます。つきましては、公的な場面において不確実な予想で申し述べることは適切ではないと判断し、跡地利用に関する質問への答弁は控えさせていただきます。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 ただいまのお答えについて、再度質問いたします。

まず、1番目の町営住宅の総戸数と入居戸数及び空室数について質問いたします。町営住宅で218戸、それから定住促進住宅で68戸というような数字でありますけれども、今私が町の町営住宅の全戸数が新地町の町営住宅の管理規程の中に入っておりますが、町長が言った218の町営住宅、それから促進住宅の若者定住が68というような、これ合わせると276戸になるのです。ただ、今朝、私この災害公営住宅を見てきたのですけれども、私が計算したら230云々の数字なのですけれども、分かっている戸数というのは合わないというのはどういったことなのでしょう。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 ただいまの質問にお答えします。

条例はまだちょっと修正をしていないのですが、ご承知のとおり災害公営住宅の払下げを今行っておりまして、災害公営住宅につきましても、町営住宅としてカウントしてございます。今年度におきましても、中島災害町営住宅、こちらの払下げも実施しますので、この辺りの払下げが完了しましたら、条例の改正をしたいと考えてございます。

以上でございます。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 今課長が言った戸数なのですけれども、新地町の町営住宅の管理規程に掲載されている、この管理規程そのものが、この条例の附則は今見ますと平成26年の1月3日となっているのです。これが26年って、今から何年前になるか分からないのですけれども、やはり1年に4回の議会がやっているものですから、せめて年に1回ぐらいの条例改正というのはできるのではないかと思うのですけれども、私の持ってきた資料が間違っているのかどうか改めてちょっとお伺いしたいのですが、これ平成26年1月3日から施行するとなっているのです。一番最後の、住宅の戸数の書いてある条例。その後にもた新しく条例改正したのですか。私の持っている、これ今朝うちのパソコンから引っ張ってきた例規集なのですけれども、この後に新たな条例改正はしているのですか。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 東日本大震災以降、災害公営住宅を整備してきましたので、その際にも整備が完了してから条例の戸数関係、それについては改正した経緯がございます。今回もそれと合わせたような形になってはいますが、それぞれ各団地払下げを実施してきておりますので、そちらが完了した後に改正をしたいと考えておりましたので、現段階ではそれ以降は改正をしておりません。

以上でございます。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 そうしますと、この住宅の名称、それから棟番号とか構造、戸数、これは書かれているのは、ちょっと言い方が悪いかも分からないのですけれども、これは当てになる数字ではないというようなことでよろしいですか。というのは、これ条例ですから、変わった時点で住宅の総戸数とかなんとかというのはやっぱり変えるべきではないかと思えます。ここのところでそんなどうのこうのと言うつもりはないのですけれども、ただこれ見た場合に、災害公営住宅は、そこに5年ぐらい入っていれば、今言ったように入居者に売るといいますか、そういうようなことありますよね。それが当然私ちょっと聞いたのだけれども、大戸浜とか、あるいは雁小屋に入っている人たちが、私これ払下げ受けたのですといても、条例上は払下げになっていなくて、町営住宅になっているのです。したがって、もっと早い段階で、せめて1年に1回ぐらいは売買やった後に条例改正というのをやるべきではないかと思えますが、どうですか、町長。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 今議員のご指摘のとおり、大変申し訳なく思っております。今言われたとおり早急に条例改正の部分を進めていきたいと。あとは、動いているときは少し1年ぐらいということで議員からも言われましたので、その辺を見計らいながら条例改正を提案していきたいと思っておりますので、今回はひとつ申し訳ないということで、おわびをしておきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 そういふことですので、やはり早め早めのうちの改正というようなことをお願いいたします。

それから、4番目の小川の高齢者住宅なのですが、やはり先ほどの説明で入居の、所得によって値段が違う。そしてまた1階から3階に住める人、4階、5階に住める人が違うのだというような説明がありました。ただ、その後、ここの4階、5階に住んでいる高齢者の方には、状況を見計らって、ほかの住宅に移ってもらうというようなことも考えているというようなことでありますけれども、ただ小川の公営住宅に住んでいる人は、ではここを離れてどこかに行こうかと言っても、やはりあの小川の住宅に住んでいるというのはお互いのコミュニケーションができるのではないかと思います、お友達がいたり。そこから別なところに離れるというようなことは、なかなかもどかしいようなふうにもなるのではないかと思います。したがって、定住住宅とか町営住宅と分かれてはいるのだけれども、ある程度この条例にもあるように高齢者については階段とか、そういったことについて、規則の2条12項とか18項、通路は共有部分、こういったところの条例の、あるいは規則の中に、町営住宅の通行の用に供する共用部分は高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るのだというような、そして図るための措置を講ずるといふようなこともうたっております。そしてまた、通路については日常生活の利便性、通行の安全、そして階段等には高齢者等の通行の安全に配慮するのだというような条項があります。したがって、先ほど説明があった15万8,000円云々の上下だけでなく、こういった条例でうたっているような配慮で4階、5階に住む高齢者の、いわゆる町営住宅に住む高齢者の方に定住促進住宅の1階から3階に住めるような方法というのは、私はこの条文からいってあるのではないかと思いますけれども、その辺はもう一度ご答弁をいただきたい。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 ただいまのご質問にお答えします。

先ほどおっしゃられた施行規則は、町営住宅の施行規則ということでございますので、あくまでも4階、5階に限った内容となっておりますので、1階から3階部分につきましては、定住促進住宅の条例で運営をしていくものと考えております。ただ、今おっしゃられたような内容につきましては、今回の雇用促進住宅が払下げを受けたときの運営方法につきまして、政策調整会議等々で決定した内容となっておりますので、それらの内容を変えるような形になってくることだと思いますので、その辺は今後とも住んでいる方の話ですとか、そんなものをいろいろ聞きながら、どのような方向に持っていくべきかはまた政策調整会議等々で諮らなければならないと考えておりますので、今回のご質問につきましては、今の段階ではちょっとできないということで答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 確かに今このような条例があるので、それをないがしろにして変えるというようなわけには当然いかないとは思いますが、しかし、新地町に住んでよかった、生まれてよかったというような、そういうような町ではスローガンを掲げているわけですから、やはりそれに見合ったような優しい規則をつくるべきではないかと私は思っておりますので、また法改正なりなんなりというようなことに対しても充分考えていただきたいと思っております。

次に、新地高校の件でありますけれども、先ほど町長が、関連するので、1番目から3番目まで、では一括して答弁するというようなお話でございましたので、私も一括した再質問をさせていただきたいと思っております。まず、町長が今言ったように、まだ在校生もいるのだから、そこの中であらう、こうしようというのはいかなるものかというようなことでありましたけれども、決して私はそれを声に出して言うべきものかというようなことは質問はしておりません。ただ、さきに東日本大震災のときにサポートセンターを県でつくっていただいて、それを町で譲り受けたというか、払下げした。それが今残っていますけれども、このサポートセンター、実質的には、私質問したことあるのですけれども、使っていないような状態になっております。ただ、原地区の方々が集会等で使っているというような例はありますけれども、せっかくもらった施設なものですから、やっぱり有効活用が必要でないかと思っております。そこで、私3番目にお話ししました学校施設ということでの再利用なんです。文科省のホームページを見てみますと、日本全国で小中高の学校が統廃合したり廃校になったりして、年間に5,000から7,000の校舎が空いているというようなホームページにありました。しかし、その7割が利活用されている。あとの3割は、やっぱり老朽化して使えないというようなことが書かれておりました。したがって、先ほどの町長の答弁の中で、今入っている学生がいるので、そういったことは慎むべきだというような話でございます。私もそのとおりだと思います。ただ、内部として、町として、これを町に払い下げてもらった場合に何に使おうとか、あるいは私は個人としては町で払い下げるべきでないと思うのです。先ほど言ったように、サポートセンターのように、町でもらったがために、あそこを今度修繕して使うとか、壊したって町の費用負担になるわけですから、私はひとつ県の施設として利活用するような考えで、町で今から検討してはどうですかというご提案をしているわけです。その点についてご回答をいただけないか。

○遠藤 満議長 佐々木孝司教育長。

○佐々木孝司教育長 議員の質問にありますように、あと今おっしゃられたように相手があります。それも県の所有物ですので、それについてどのような方向性ということについて、公的な場で、たとえ心にあったにしても、町長が述べるということはちょっと違うだろうと思っております。先ほどの答弁でも慎重な町長の答弁姿勢があったので、それが適切かと私は思っております。全体的に見まして、

先ほど議員からおっしゃられたように、県のものは、財政的なことを考えれば、県で何かを造っていただけるということであれば、そうしたことは肝に銘じておきたいと私は思っております。

ただ、3番目については、ある程度情報提供はできるかなと思っております。いわゆる介護要員という言葉が出てきたのですが、実は看護、介護と各種学校あるいは専修学校と仙台市はもとより福島県内の福島市、郡山市、いわき市といろいろ聞き及んでおりますが、どうしても新しくこちらまで出てくるようなことは不可能だろうと。なぜ不可能かということ、やはり財源的なこともあるのでしょうかけれども、一番は少子化です。仙台辺りだと、仙台のほうでも相双地区から学生が欲しいぐらいだと、ぜひこちらによこしてくれというような意見をいただきました。それと同時に、指導者を発掘しないと、とても学校どころではないと。学生もいないのだけれども、指導者もいないというのが現実でございます。この辺はお含みおきいただきながら、今の状態はそんな状態だということと理解しております。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 今教育長がおっしゃったことも分からないわけではありません。ただ、私が思うのは、なぜ県立にこだわるかということは、今この県全体を見ても、特に浜通り見ても、いわき、それから双葉、相馬見たときに、県立の施設というのは新地ではたった1つの県立新地高校だけだったのです。あとは、お隣の相馬見れば、県の施設いっぱいあります。県の港湾事務所もあるし、それから水産物の試験場もあるし、農業試験場もあるし。原町なんか、それはもう数え切れないぐらい。原町というか、南相馬。そして、双葉地方には県のシステムがどんどん、どんどん進出しています。そして、この浜通りの一番大きな市であるいわき市には、相当な数の国なり県の施設があるのです。最後の県の施設だった新地高校、今でも約100名近い人がいると思うのです。この人たちが今度来年、再来年にはもういなくなってしまう。いわゆる関係人口というのですか、そういった人がもう新地から去っていくわけです。そして、何人かの議員からも質問があったように、やはり交流人口が少なくなってしまう。ですから、新地高校は県の施設として使ってほしいというような方向で皆さんで協議したらいかがですかというような提案でございます。何回も言うようですが、けれども、学生が今勉強しているところに、私たちがいなくなったらどうするのだ、こうするのだというのは、これは私はできることではないと思います。でも、内々のうちに、あるいは県から打診あったときに、新地町で使うようなどんな施設にするか何か用意がありますかというようなときに、すぐに答えられるような、そういう内々のお話合いということも必要ではないですかということは今投げかけているのです。それについて、もう一度答弁いただけたらありがたいと思いますが。

○遠藤 満議長 佐々木孝司教育長。

○佐々木孝司教育長 同じように高校が統合される町がございます。そちらのこんな形で進めていきたいという動向については情報交換はしております。ので、タイムリーな時期をきちっと見計らっ

て、考えはまとめてまいりたいと考えております。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 やはり私も新地町で生まれ育って、ここまでお世話になってきた身でございますので、少しでも新地町が発展するようなよりよいまちづくりをして、町民が、ああ、住んでよかった、生まれてよかったというようなまちづくりをするためには、少しでも多くの人たちがこの町に残るような、交流人口を拡大できるような、そういうまちづくりにしていただきたいというような願いを込めて、私の一般質問を終わります。

○遠藤 満議長 これで6番、吉田博議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

区長さんたちには大変ご足労いただきまして、傍聴ありがとうございました。

これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時13分 散 会

第 7 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和4年第7回新地町議会定例会

議事日程（第3号）

令和4年12月7日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

10番 井上和文 議員

1. 子どもを「産み育てられる」環境づくりについて
2. コロナ感染拡大と物価高騰に対する支援策について

5番 八巻秀行 議員

1. 災害に強く地域の安心安全なまちづくりについて
2. 新年度予算編成指針の構築について

出席議員（12名）

| | | | | | | | |
|-----|----|----|----|-----|----|----|----|
| 1番 | 藤田 | 修 | 議員 | 2番 | 寺島 | 博文 | 議員 |
| 3番 | 齋藤 | 充明 | 議員 | 4番 | 水戸 | 洋一 | 議員 |
| 5番 | 八巻 | 秀行 | 議員 | 6番 | 吉田 | 博 | 議員 |
| 7番 | 寺島 | 浩文 | 議員 | 8番 | 目黒 | 静雄 | 議員 |
| 9番 | 菊地 | 正文 | 議員 | 10番 | 井上 | 和文 | 議員 |
| 11番 | 三宅 | 信幸 | 議員 | 12番 | 遠藤 | 満 | 議員 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | |
|-----------------------|-----|----|
| 町長 | 大堀 | 武 |
| 副町長 | 岡崎 | 利光 |
| 教育長 | 佐々木 | 孝司 |
| 総務課長兼 会計管理 者 | 泉田 | 晴平 |
| 企画振興課長 | 小野 | 和彦 |
| 税務課長 | 佐藤 | 茂文 |
| 町民課長 | 大堀 | 勝文 |
| 農林水産課長 兼農務局長 委員 | 岡田 | 健一 |
| 建設課長 | 小野 | 好生 |
| 都市計画課長 | 加藤 | 伸二 |
| 教育総務課長 | 木幡 | 邦枝 |

職務のための議場出席者

| | | |
|------|----|----|
| 事務局長 | 佐藤 | 武志 |
| 書記 | 千葉 | 奈菜 |
| 書記 | 岡田 | 義仁 |

午前10時00分 開 議

◎開議の宣告

- 遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名であります。
-

◎一般質問

- 遠藤 満議長 日程第1、一般質問を行います。

演台でのマスクを外しての質問及び答弁を認めます。なお、自席での質問及び答弁は、マスクの着用をお願いします。

通告順に発言を許します。

10番、井上和文議員。

〔10番 井上和文議員登壇〕（拍手）

- 10番井上和文議員 皆さん、おはようございます。一般質問を行います。

長引く新型コロナウイルス感染症の影響と物価高騰が町民生活を直撃しております。食料品の相次ぐ値上げや東北電力の値上げをはじめとする水光熱費が家計を圧迫し、特に新地町は東日本大震災と原発事故や2度にわたる大地震で苦難の連続の中にあることから、なおさら影響が大きいと思います。本当に大変なのだという声もございました。国、県の支援策待ちでなく、暮らしとなりわいへの直接支援の打ち出しが求められている中で、子どもを安心して産み育てられる環境づくりについて、コロナ感染拡大と物価高騰に対する支援策の2点についてお伺いをいたします。

最初に、子どもを産み育てられる環境づくりについてお尋ねをいたします。第1に、学校給食費の無料化についてお伺いをいたします。新型コロナ第8波に入り感染者が増大し、先般の全員協議会では、町内でも感染者は700人ぐらいになっているのではないかとの話もございました。また、東北電力の電気代値上げはもとより、食料品、生活用品の値上げが続いており、年末を迎え、大変な生活状況であることが推察されます。特に子育て世帯にとって、教育費の負担は重くのしかかっております。こういう状況の中で、学校給食費の無料化が全国で広がっております。今年の10月からコロナ臨時交付金を活用して約5億円の予算を計上し、青森市が無料化を実施をいたしました。来年度以降も継続することです。中核都市としては、全国で初めてのようであります。また、東京葛飾区では17億円を計上して、来年度から実施するなど、全国では地方創生臨時交付金を活用し、8割を超える自治体が無料化を始め、学校給食費の保護者負担軽減をしておるようであります。福島県内では、今年7月現在で75パーセント、45自治体が無料化等を実施をしております。このうち、相馬市、南相馬市、飯舘村をはじめ、23市町村が全額無料、6割から9割補助が3町村、半額補助は8市町村、一部補助は新地町も含め11市町村です。憲法第26条では、「義務教育は、これを無償とする」と規定し、学校給食法では、給食は教育の一環であるとうたっており、国会では、文

科大臣並びに岸田首相が自治体の判断で補助することは妨げないと答弁をしております。さらに、平成30年9月、新地町議会は学校給食費の無料化を求める意見書を全会一致で可決をしております。学校給食費は、年額5万円から6万円弱と、保護者が学校に納めるお金の中で最も高額であり、無償化することにより、保護者の負担は大きく軽減されます。新地町も学校給食の無料化を実施すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。ご所見をお聞かせください。

次に、国保税18歳以下子どもの均等割の軽減についてお伺いをいたします。現在の国保税は、所得割、資産割、平等割、均等割で計算されています。ここ数年で資産割の割合が低くなり、所得割中心となっていますが、均等割があるために、人員が増えるほど税金が上がる仕組みとなっており、特に子育て世代は子どもが増えるほど、本来は喜ばしいわけではありますが、税金が増えていくということになってまいります。まさに子育て支援に逆行しておるわけでもあります。今年度から就学前まで減免されるようになりましたが、子どもを安心して産み育てられる環境づくりのためにも、18歳以下の子どもの均等割減免を実施すべきではないでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

大きな質問の2つ目は、コロナ感染拡大と物価高騰に対する支援策についてお尋ねをいたします。コロナウイルス感染者は、11月15日に約2か月ぶりに10万人を超えました。今日のニュースでは、14万人を超えたようであります。北海道は過去最多、県内でも連日2,000人を超えて、11月15日発表で2,735人、第8波に入って病床使用率が68.2パーセントに達するなど、感染者が増えれば、たちまち医療が逼迫することが明らかになりました。この長引くコロナ禍の影響や物価高騰が暮らしを直撃しています。国の支援策は、非課税世帯や低所得世帯等々に物価高騰対策として、現金支給等を実施をされておるわけではありますが、全世帯対応への支援はございません。先日、臨時議会で全世帯に災害用品、衛生用品の支給を決めましたが、物価高対策としての支援ではありません。先般、何人かの町民から、山元や亘理では町民に商品券を配布しているようだが、新地町ではどうなっているという声も上がりました。物価高、コロナウイルスの第8波に加え、東日本大震災を含め3回の地震災害を受けている町民のコロナ禍、物価高対策に対する全世帯支援のご所見をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、商工業、農林水産業の現状と支援についてお尋ねをいたします。物価高騰が町民の暮らしに襲いかかっているわけですが、特に商業はここ数年で町内の魚屋さん、自転車屋さん、電気屋さんなどが廃業し、町内に活気がないという声が上がっています。また、農漁業など、農林水産業ではコロナウイルス感染症による需要減に加え、肥料代、飼料代、燃油等の値上げにより、経営の存続もまた大変な状況です。昨日もお話がありましたが、7人の新規就農者が出ている我が町においても基幹産業である農業を将来とも継続していけるかが鍵となってまいります。コロナ禍や物価高騰の現状における商工業、農林水産業の現状と支援策についてお聞かせください。

以上です。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 10番、井上和文議員の質問にお答えをいたします。

初めに、子どもを産み育てられる環境づくりの1点目、学校給食費の無料化についてですが、法律で定める学校給食法の第16条において、学校給食に要する経費は保護者の負担とすることがうたわれており、その在り方については学校設置者の市町村が判断すべきものとしております。このことから、県内の市町村においても学校給食の無償化や半額補助、一部補助等の取組を行っております。本町におきましても、令和元年度から学校給食で使用する米の購入に係る経費の全額補助を行っております。令和3年度の小中学校給食費のうち、米飯に係る経費として町が助成している金額が522万9,744円、児童生徒1人当たりの米飯に対する助成金が給食経費に占める割合は約14パーセントとなっております。これにより、1食に係る経費は小学生1人当たり280円、中学生320円と、保護者の負担軽減につながっております。また、生活保護を受給している世帯やそれに準じた世帯など、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対しては就学援助制度を適用し、学校給食に係る経費を町において補助し、義務教育を受けるために必要な支援を行っております。町としては、今後も継続して本事業に取り組み、子育て世帯の支援に努めてまいります。

次に、2点目の国保税18歳以下子どもの均等割免除についてのご質問にお答えいたします。ご承知のとおり、本町における国民健康保険税の基礎税額につきましては、福島県国民健康保険運営方針に基づいて、国民健康保険法施行令で規定された国保加入者の人数に応じて均等に負担することを基本として算定しております。そのような中で、全世帯対象型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年4月1日から未就学児の均等割額の軽減措置が行われました。子育て世代への経済的負担の軽減の観点から、一律に未就学児の均等割額の2分の1が軽減されることとなります。また、国民健康保険税率の県内均一化に向けた検討が進められている中で、独自の軽減措置を講じた結果、国民健康保険税の算定方式に格差が生じることは望ましくないという面があることを考えると、現行どおりの法制度に基づく負担をしていただくことが本来の姿であると思います。18歳以下の子どもの均等割免除は、応益による被保険者数の減少により、均等割の単価が増えることになり、結果的に応能割合である所得割や世帯数による平等割に跳ね返ってきますので、免除対象外の皆様に相当額を負担していただくこととなりますことから、軽減措置は今現在考えておりませんが、低所得世帯に対する国保税算定では一定の世帯の所得に応じた7割、5割、2割の軽減措置を行っておりますので、ご理解願います。

次に、コロナ感染拡大と物価高騰に対する支援策についての1点目、全世帯に対する支援についてですが、内閣府では新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受ける地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が令和2年4月7日に閣議決定をされ、国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策が令和2年12月8日閣議決定及びコロナ克服・新時代開拓のための経済対策が令和3年11月19日閣議

決定への対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設しています。地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症対応のための取組である限り、原則、地方公共団体の考えで使用可能となっておりますが、その都度配分される中での使用の目的も明示をされています。また、感染拡大に対する都道府県による営業時間短縮要請や、それに伴う協力金の支払い等の機動的な対応を支援するため、令和2年11月に協力要請推進枠を創設しています。さらに、緊急事態宣言の発出により人流が減少し、地域経済への影響が全国的に生じることを踏まえ、その影響を受ける事業者に対し、都道府県が地域の実情に応じた支援の取組を確実に実施できるよう、特別枠として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）を令和3年4月に創設しています。令和3年11月12日に政府対策本部で決定された、次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像において、日常生活や経済社会活動における感染リスクを引き下げするため、ワクチン接種や検査による確認を促進することが有効であるとして、都道府県による検査無料化の取組に対し支援を行う検査推進枠を令和3年12月に創設しています。令和4年4月26日に原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議で取りまとめられた、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」において、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減をするとされたことを踏まえ、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を令和4年4月に創設しました。令和4年9月9日の第4回物流・賃金・生活総合対策本部において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施する地方公共団体の取組に、より重点的に、効率的に活用される仕組みへと見直しを図りつつ、対策を一層強化するため、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を令和4年9月に創設しました。

当町では、令和2年度からこれらの新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用し、感染防止対策、町民の生活・暮らしへの支援、事業者への資金繰り対策や事業継続支援など、様々な事業を行ってきました。全世帯に対する支援としましては、11月4日に開催された令和4年第6回新地町議会臨時議会においてご承認いただきました、防災・衛生用品の全世帯への配布を実施いたします。新型コロナウイルス感染症の感染予防及び感染症拡大抑制と災害時の備えのための防災・衛生用品をリュックに詰めたものを全世帯に配布するものであります。新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用し、町としてどのような事業を実施していくかは、交付金配分が通知され次第、庁内各課において候補事業を出し合い、庁議の中で優先順位をつけながら実施しているところであります。今後も国から交付金の配分があった場合については、町の情勢を見ながら検討し、優先順位をつけ、実施してまいりたいと考えております。

第2点目の商工業、農林水産業の現状と支援についてですが、町内商工業の現状については、製造業は扱っている品目により、好調、不調が分かれているような状況ではありますが、飲食店等コロ

ナ禍の影響が長引いている業種や運送業など、エネルギー価格等物価高騰の影響を受けている業種もあります。このようにこれまでのコロナ禍の影響にプラスして物価高騰の影響もを受けている状況となっております。商工業の支援についてですが、当町では新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用し、事業者への資金繰り対策や事業継続支援など、様々な事業者支援を行ってきました。今年度は、町単独の事業者支援として新地町中小企業等事業復活支援給付金の支給を行いました。新型コロナウイルス感染症拡大によって、特に大きな影響を受ける町内事業者の事業継続及び回復を下支えするため、国の事業復活支援金の給付を受けた事業者に給付金を支給いたしました。また、本年9月にはエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を行うため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が各自治体に配分されました。今後、この交付金を財源に事業者支援を実施してまいりたいと考えています。

農林水産業の支援については、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、令和3年度の米価が大幅に下落し、稲作農家の生産意欲の減退が懸念されたため、種苗費の一部助成として10アール当たり3,000円の助成を実施しております。稲作農家の生産意欲の維持、向上を図る取組を検討しており、物価高騰対策として肥料価格が大幅に高騰していることから、肥料の購入費の助成についても検討しております。漁業者の支援については、漁船省エネ対策事業として、漁業者が漁船船底等の付着物を除去するための費用について町独自の補助を行っております。今後もコロナ感染拡大や物価高騰が続くと、農家や漁業者に影響が出てくることから、今後の国、県の対策について注視をしております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 それでは、再質問いたします。

今回コロナが続いて物価高やいろんな電気、ガス、水道が上がって大変だという中で、子育て世帯が特に大変なのかなということもございました。そういった話もありましたので、最初にこの産み育てられる環境づくりについてを質問したわけでありまして。それで、子ども、最近いろいろ保育所の問題とか社会問題も、事故とか事件とかありますけれども、子どもの学習支援や食料支援に取り組むNPO法人キッズドアというのがあるようですけれども、これが子育て中の困窮世帯に、11月11日から16日に1,846世帯が回答したようですけれども、緊急アンケートをしたようです。高校生の子どもがいる家庭の2割が経済的な理由で志望校を諦めたと回答しました。さらに、塾や予備校に行けないが54パーセント、参考書が購入できないが40パーセント、模試が受験できないが23パーセント等々でございまして。そのほかに暖房をつけないが73パーセントとか、栄養が取れていないが70パーセントとか結構大変な状況のことがあろうございまして。子育て世帯の中で、やっぱり学校に行かせる中でいろいろ経費がかかる。今まで父母負担教育費の軽減ということで質問もしてまいりましたが、今ICTだから、ほとんどかからないかと思いきや、やはりいろんな学習教

材費というのですか、こういったものもいろいろ小中学校ではかかる。部活動の経費もかかる、そういったこともあるようです。制服なんかもあるようですけれども。

こういった中で、やはり教育費の中で一番大きなポイントを占める学校給食費の軽減、これが県内で75パーセントやっておるということです。特徴的なのがやっぱり全額無料化にしているのが今年度だけでも川俣町、南相馬市、中島村となっているようです。コロナの交付金も活用してやっっているのが郡山とか大玉村とかいろいろあるようですけれども、やっぱりいろんな知恵を出しながら、この全額補助を実現しているということです。昨日来も新地町の人口を増やすのにいろんな移住支援とかいろんな話ありましたけれども、やはり子どもを安心して育てやすいのだということをするために、今福島県内は18歳まで医療費無料化ですけれども、それに対して学校給食費も無料化だと、こういった打ち出すパワーというのですか、力という、これは非常に大事なのではないかと思います。特に浜通りを見ましても、いわき市を除いて広野、楡葉、富岡、大熊、浪江、飯舘、南相馬、相馬、これ全部無料、新地町が一部補助ということであります。こういったことは、ネットで移住される方かなり見られると思いますから、この辺についてやはりどうやったらできるのか。金額、財政的にも、前に私質問したとき4,000万円だと思いましたがけれども、3,777万円ぐらいになっているようです。コロナの交付金の活用もできる。いろんな財源の活用は、財政担当もいますから、その辺を加味しながら、やっぱりこういったことを実施する方向を研究、検討すべきだと思いますが、この辺について答弁をお願いします。

○遠藤 満議長 佐々木孝司教育長。

○佐々木孝司教育長 ただいま議員からご質問がございましたが、給食費の無償化についての各自治体の動向というのは把握してございます。完全無償化となりますと、先ほど議員がおっしゃいましたようにかなりの額になってまいります。その分、財政的な負担がほかに押し寄せるといことがございます。ここでは、現町長になってから米食、全部米は無償で提供しているわけです。そのほかに経済的に困難な家庭に対しては、しっかり支援してやれよという町長からの申し渡しがございますので、給食費あるいは修学旅行費、学用品費、これらが全て町から出ているいわゆる就学支援費、就学援助、そういったものを行っている生徒が相当数おります。そういったことを考え合わせますと、保護者からも強い無償化というような要望も私に寄せられてはおりません。そのことを考えて、今の状態で、特にICT機器等には保護者の方もお金が大変かかっているというのがあり、学校の学習支援に相当お金をかけているのだなという考えの下で理解いただいているのではないかなと思います。

あとは、余計なことかも知れませんが、議員がおっしゃったように、高校に行ってからでも何でただにならないのだというような問合せが来ているというのは高校からも聞いていますので、やはり全てを賄ってやるというのはいかがなものかなという思いを致したりしているところでございます。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 就学援助は、どこでもやっているのです、これ。国から補助、一部町も出すわけですけども、どこの町でもやっていると思います。今現状やっていませんという町ありますか。ないですよ。私が言いたいのは、例えば今教育長が言う財政大変だという話がありますが、相馬市でも、南相馬市ではもっとかかるわけです。ですから、これはやっぱりこういった物価高騰の中で、なかなか大変だ、大変だと言いながら、みんなしょうがないから、払わざるを得ないということの現状にあるのだらうと思っています。ですから、一つの支援策として、やはり父母負担軽減ということがあるから、相馬郡内でも、あるいは全県的にもこういった流れがあるのではないかと思います。財源は、コロナの交付金を活用、あるいはいろんな財政を活用していくと、こういうことはやっぱり財政当局が考えることですから、この辺はしっかりどれだけ保護者の生活実態があれなのか、新地町だけみんな裕福だということではないかと思いますが、この辺についてどうですか。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 決して今教育長は、新地町の人が裕福だとか、そういうことは一切言っておりませんで、町単独でできる範囲を今頑張っているということでもありますので、井上議員のおっしゃるとおり、いろんなことをやればいいというのは分かります。それはそれで全部やりたいと、私もそういう気持ちはあります。ただ、町の今いろんなところを考えたとき、今のところはこのぐらいかなと。ただ、今後そういった中で財政規律が大丈夫だということが一定程度見えるのであれば、考えの中に参考にさせていただきたい。うちでも全然やっていないというのではなくて、一部でも支援は行っているわけですので、その辺は一定程度ご理解していただかないと、非常にあれもこれもというのはなかなか難しいと。特に新地町はICTにかなりのお金をつぎ込んでいます、これは間違いなく。そういったことを考えながら、それぞれ行政の運用バランスを見ながらやらせていただきたいし、あとは井上議員の思いも含めて、今後十分に検討させていただきますので、よろしく願いします。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 財政の問題をいえば、新地町は不交付団体だと。町長、特に大変な不交付団体だという話もよくされますが、ほかの町から見ればうらやましいと、そういったことがよく言われております。ただ、この流れの中で新地といわきだけぽつんと全額ではないというのが目立つものですから、やっぱりそういった意味では町の人口増や、あるいは子育て支援の中でもこういった課題というのは非常に大事でありますから、今町長、検討させてくださいという話もありましたけれども、町長の、前もお話ししましたが、できない理由を探すのではなくて、できるためにどうするかと、こういった選挙の公約、これを十分に発揮して実現に向けて努力をしていただきたいと思います。

ます。

次に、均等割の減免の問題です。先ほど答弁の中で国保の広域化の関係があるので、なかなか大変ではないかというような話がありました。この広域化の流れ、我々が前聞いていた関係では、県では一本化したいけれども、末端市町村がかなり反発をされていて、なかなか大変なのではないかという形になっていますが、この辺の流れについてはどうなっていますか。

○遠藤 満議長 岡崎利光副町長。

○岡崎利光副町長 国民健康保険税の県の統一化といった流れでございます。これまで各自治体において、税の算定に関しましては均等割合、応能割合、そういった部分で独自でやっておりました。これが医療給付費になりますけれども、そういった部分において県の統一化といった流れでもって今の状況に届いております。そうした中で県の介入といいますか、県の中においては税においても県の統一化を図っていくべきだというような内容になっております。このことに関しましては、国の法整備関係と、そして応益、応能に対する、全国民に対する負担の程度というような大きな枠の中でもって言っておりますので、福島県において、今の計画の段階でありますけれども、令和11年度を目途に県内均一化により行ってまいりたいというようなお話も聞こえております。そうした中で、単独で税の改定といいますか、免除関係等を行う部分に関しまして、県に事前にそういった部分も含めた中で協議をしていただきたいというような内容になっております。くどいようでありませけれども、議員質問にありました国保税に関する福島県の考え方といたしましては、今時点では令和11年度を目途に計画されているということをご報告いたします。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 何年か前に広域化の問題も議論をいたしましたけれども、かなり市町村によって凸凹があって、高いところ、低いところ。高いところが安くなるのはいいのだけれども、低いところが上がるのはとんでもない話だということで、当面は税についてはソフトランディングというのですか、そのままいくのではないかというような議論もなされたやに伺っております。それで、私が均等割の減免、これは政策減税なのです。ですから、国保税の会計の中ではなくて、やはりこの政策減税で一般会計から繰入れをして子育て支援に充てていくと、こういった考え方に立てば、この統一化問題で云々かんぬんの話にはならないのではないかと思います。全てはやはり子育てを支援するのだと、こういった考え方に立てばやっていけるのではないですか。いかがですか。

○遠藤 満議長 岡崎利光副町長。

○岡崎利光副町長 お答えいたします。

まず、多子世帯、そして低所得者に制限をかけるというような部分でありますけれども、やはり国保の税の取扱いに関しましては、相互扶助による運営が一番の理念になっていると考えております。保健所がおのこのの事情を勘案して、そして特定の対象者にあらかじめ画一的な基準を設けて

減免を行う、そういったことに関しては明確には違反とは言えません。ただ、法の下に關しましては適切ではないと考えております。そうした中で、今後、国が何らかの法整備あるいは財政的な措置を講じ、そして実施して現状よりも国民健康保険にあるべき姿が好天に恵まれた場合、そういった状況におきましては、その内容を国保運協の意見も伺いながら、実施に向けた形で進めていくような形になるのかなと思っております。町からのそうした中で一般投入というような形もそうした中では考えられることではありますけれども、やはり受益者負担といった形の中では、国保に関する部分に関しては国保の加入者に対する部分が基本原則であるという認識を持っております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 今副町長が言ったように、第77条に基づく減免、法令違反とは言えないと、厚労省もこれ認めているわけです。ただ、適切でない。これは、国がそう言っているだけで、だからこそ南相馬市でも実施をしているわけでございます。ただ、私が言いたいのは人頭割というのでしょうか、人が増えれば増えるほど税金が上がる。子どもをどんどん育ててください。今、国で1人50万円にしようかみたいな話も出ているようですけども、そういうのと逆行するわけです。やっぱりこういった問題で国保の家庭の方がちょっと考えてしまうということのないような環境をつくらなくてはならぬだろうということを思っています。ぜひ運協もさることながら、執行部でしっかりその辺のことも含めながら検討していただいて、環境づくりを進めていただきたいと思います。全国知事会とか全国市長会もこの広域化で1兆円投入してやっていけば、普通の国保も普通の社会保険のような状況になってくるというような話も聞きますけれども、この構造的な問題、欠陥、そういったことも町長サイドも全国町村会などで国に対して申し上げてほしいなと思います。

次にいきます。コロナ感染拡大と物価高騰に対する支援策であります。まず最初に、コロナの感染拡大、さらには物価高騰で町民の生活が大変だという認識はありますか。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 名指しなので、答弁していきますけれども、大変だとは私自身も感じておりますし、何とかしたいという気持ちも十分に持ち合わせております。ただ、先ほど井上議員が言ったように、不交付団体なのだから、余裕あるという、そういう発想はないと。非常に厳しい財政運営を今しているということも理解しててください。それは何でかということ、要は税収が上がったような格好にはなっていますが、その分、上がった分、全部交付税でカットされているわけですから、前と変わらないということです。にもかかわらず、出ていくものがいろんなところからどんどん出ていきます。そういった中なので、私的には一定程度支出についてもバランスを取っていくしかないだろうと。ですから、この物価高騰の部分についても、私としては何とかしたいという思いはあるのですが、ない袖はなかなか厳しいということでご理解ください。ですから、国、県のそういった状況を見ながら、そしてこの不交付がゆえに、逆にコロナの部分も私は交付金が少ないのではないかと

思っておりますので、そういった部分を踏まえながら、いろいろ財政の状況を見ながら実施をしていきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 今、不交付団体だとコロナの交付金が少ないのではないかという話もありました。コロナの交付金でやるか、交付金というのは交付されるわけですから、全部使っていいということになるわけですがけれども、今まで3億2,000万円でしたか、何かありましたよね。入ってきましたけれども、いろいろ事業を、こういうことをやりたいということになれば、その辺は認められるようになるのかどうなのか、この辺の交付金の仕組み等々についてちょっとお聞かせをいただければと思います。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

交付金の仕組みということでもありますけれども、今議員のおっしゃるとおり、令和2年度から今年度まで約3億円の交付金はその都度、その都度配分されておりました、国から配分されるごとに今回の配分はこういった分野で重点的に使ってほしいということで配分がなされます。そういった配分がなされてから各課でこういった事業が考えられると。例えば企画振興課でしたら事業者支援で、商工会に相談して、こういった事業をやって出すとか、そういった事業を各課で持ち寄るわけです。各課で持ち寄ったそういった事業を庁議の中で優先順位をつけて実施をするということでありまして、感染防止対策、それから事業者支援の対策、最近でいいますと原油の高騰、それから電気・ガスの高騰、そういった部分にも使って重点的にやってくれということでの配分が最近は来ているというところであります。

この配分は、町の要望とかそういうことではなくて、国がこの自治体いくらということで金額を示されて配分されるということでもあります。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 1回目の答弁で延々とこの緊急経済対策云々かんぬんというのはもう長くお話があって、いろいろ2年度、3年度やってきましたよというような話もありますが、いわゆるこの全世帯の支援、物価高、コロナ感染拡大の全世帯の支援については、先ほど話にあった防災用品と衛生用品で終わりだという認識なのでしょうか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

今までも事業を実施してきましたし、今も事業を実施しています。それで、それで終わりかということではなくて、今後もコロナの地方創生臨時交付金の配分があるかと思っております。そのと

きにその町の情勢も見ながら、ご提案いただいている事業も含めて、候補の一つとして検討できるのかなとは思ってございます。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 今後も補正予算なども国でも組んでいるようですから、それも見ながら、本来であれば、地震のときに3万円現金で配られて大変喜ばれたこともございましたけれども、国のこういった支援策、現金というのがなかなかないようでありますから、こういったことも含めて商品券がいいのか、どういうのがいいのか分かりませんが、全世帯を支援するということも含めて、やっぱり内部でご検討いただければと思います。

商工業、農林水産業の現状ですけれども、先般、酪農家の方にちょっとお聞きしました。飼料が倍になっているそうです。いい乳を出すには買わざるを得ないと。乳価が10円ぐらい上がっているそうですけれども、プール計算になるので、とても追いつかないという話であります。新地にはあまり聞かないですけれども、肥育農家、和牛なんかやっている家は、子牛が、この前持っていったら100円にしかならなかったということで泣く泣く安楽死というのですか、そういったことをせざるを得なかったというような話も聞くわけでございます。

米についてもそうなのです。今、農家も新規就農者もさることながら、反別を増やしてやるぞという農家も結構出てきておりますから、この米価が円高とかあれで飼料とか肥料とかが高くなっている割にはなかなか上がっていかないということで、非常に大変だという話も聞いておるわけでありまして。先ほど答弁で何か支援策を考えている云々という話ですが、もっと具体的な中身についてお答えください。

○遠藤 満議長 岡田健一農林水産課長。

○岡田健一農林水産課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

町長で回答いたしました農家への支援ということで今検討している内容ですけれども、稲作農家の補助ということで、支援ということで、まず1点としては水稲、稲作の作付に当たりまして、水稲種子及び芽出しの苗というところでの支援はできるのではないかとこのところは考えております。あと、肥料高騰対策ということで、こちら県でも支援を考えているのですけれども、そういったところへの支援も町としてできるのではないかとこのところ、今現在検討しているところであります。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 先ほど肥料高騰とか芽出しの関係で、1反歩3,000円とかと言ったのだけ。金額は出ていないのですか。そのような答弁がありました。全ての農家に漏れなく行き渡るように、いろんな補助メニューあるのですけれども、あっ、そんなのあるの、知らなかったということ

にならないように、しっかり農協と連携をして、これやっていただきたいと思います。あわせて、川俣町なんかは8月にコロナ感染症及び原油価格高騰対策として、20人以下の企業に一律20万円、売上げ15パーセント下がった事業者に、法人は30万円、11月にエネルギー価格高騰対策事業者給付金として、町内に本社がある事業者に、10人以下一律10万円、20人以下は20万円として、50人以下は50万円で、51人以上が100万円というようなことを打ち出している、ネットでこれ見たのですけれども、やっているようですけれども、町としてもこういった、今新たな交付金と言いましたが、エネルギー価格高騰対策事業者給付金みたいなことが来ているのかとは思いますが、こういったことも総合的に勘案して、それぞれの施策を進めていく方向と受け取ってよろしいですか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

今議員からご質問あったとおり、地方創生臨時交付金の電力・ガス・食料品等価格高騰分ということで配分がありまして、今回補正予算で計上しております。そういった部分も含めてこれから実施していく、検討も含めて、要綱をつくって実施していきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 とにかくいろんな支援策を活用して何とかこの物価高騰、そして原油高、物価高を乗り切ってこの地場産業を伸ばしていきたいと思っております。最後に、この辺の問題についての町長の決意といいますか、考え方をお聞きして終わります。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 それでは、今補正に上げている分を含めて、あとは先ほど農林課長が言ったとおり、物価高騰、そういった部分については事業者支援を含めて一生懸命やっていきたいと思っております。ただ、私としても一定程度、例えばさっき井上議員が言ったように、現金が農家なら農家に行くようにということで私の基本スタンスでやっていますので、県からとかいろいろあると、農協経由で何かやれとかという、そういう話になっていくので、ですから先ほどの3,000円というのも前年度にやっている中身です。それは、町に私の個人として駄目だと、農家個々人に行くようにということでやっていますので、できるだけそのように対応して、このコロナ交付金ですか、そういったものが有効に活用できるようにやっていきたいと思っております。あとは、いいアイデア等があれば教えていただければ幸いです。

以上です。

○遠藤 満議長 これで10番、井上和文議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○遠藤 満議長 それでは、再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

5番、八巻秀行議員。

〔5番 八巻秀行議員登壇〕（拍手）

○5番八巻秀行議員 受付順位5位、議席番号5番、八巻秀行です。今定例会最後の質問であります。よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染流行第8波はこのところ、連日全国で10万人を超え、今朝の新聞では14万人を超えております。感染者は、昨年8月まで5人でありましたけれども、今年の6月末には105人となって、9月の14日現在で430人に上っております。そして、9月26日から国、県において、これまでの市町村単位の感染者数公表から県保健所ごとの発表となり、市町村の的確な感染者数の把握は困難な状況となっております。したがって、このような状況が改善され、以前のように市町村で対応ができるように国、県に対して要望すべきだと思っております。その上で、個人で守ることを基本にマスク、手洗い、3密を避けることなどをしっかりと行って、感染拡大を阻止していかなければならないと思っております。

さて、東日本大震災から11年8か月が過ぎましたけれども、まだまだ復興は道半ばであります。すなわち新地駅の東側スマートアグリ・6次化施設用地には進出企業、植物工場を早期に誘致しなければなりません。また、津波復興拠点整備拡大区域の残る用地1万平方メートルへのスーパーマーケットの張りつけ、あるいは被災した大戸浜等の防集元地の活用も全く進んでいない状況であり、課題は山積をし、ほとんど前に進んでおりません。加えて、令和元年台風19号被害や令和3年2月、4年3月の2度にわたる震度6を超える福島県沖地震によって複合災害対応に見舞われており、町内の至るところに痛手を受け、その復旧、対応に追われているのが現状であります。一方、相馬港4号ふ頭のLNG基地では、液化天然ガスはパイプラインによって仙台市と結ばれ、サテライト輸送も新地インターチェンジから県内外、東北6県に盛んに運搬をされております。そして、福島天然ガス発電所の1、2号機の電気も全面営業運転によって首都圏へ供給され、再び不交付団体となった町の将来に活気が出る明るい兆しの中でまちづくりが進んでおります。復旧、復興のスピードを速めて、快適で住みよい、笑顔あふれる新しい新地町の創造を目指し、一般質問を申し上げます。

今回私は、件名1、災害に強く地域の安心安全なまちづくりについて、件名2、新年度予算編成指針の構築についての2件についてお伺いいたします。

件名1、災害に強く地域の安心安全なまちづくりについて伺います。最近の台風被害をはじめ、度重なる地震の自然災害を教訓に各地区自主防災組織の初期避難対応育成強化についてお伺いをいたします。行政区内での高齢者世帯や独り暮らし高齢者、障害者、子どもや妊婦等、要配慮者や要支援者の把握とこういう方々を支える支援者の確保が大事だと思っております。2度の震度6を超

える地震により、役場が開設する防災センターや総合体育館、各小中学校等の指定避難所に職員が配置され、避難所を開設しても停電や寒さ等で避難してくる町民から大変不評だったことを思い出します。そんな中、先月27日付の福島民報新聞の1面トップ記事で、県内の要支援者避難計画策定状況が報道されております。避難計画完了した市町村は、県内59市町村のうち6市町村しかなく、新地町は本年度中策定の予定の21市町村と発表になっております。そしてさらに、数百年に1度とされる巨大地震、津波の被害想定もあって、高齢者や外国人ら要配慮者の人的被害も推計され、東北地方太平洋沖地震、これはマグニチュード9を想定しておりますけれども、これが冬の夕方6時に起きれば296人が、冬の午前5時に起きれば286人が亡くなると推計されており、これを支える支援者の確保が難しいとなっております。このようなことから、各地区自主防災組織の初期避難対応が大事であって、関わり、それから育成の強化が必要だと思っております。各地区の自主防災組織では、区長、地区長を先頭に役員、班長の協力で日頃から要支援者の把握に努め、事があったときにはいち早く初期避難所の開設を図る方策をつくるべきだと思います。加えて、民生委員や人権擁護委員、ボランティア団体等の生活支援者等の関係者の協力の下に要支援者の把握をすべきだと思っております。地域防災計画を見ますと、令和3年4月現在、自主防災組織は15団体、27地区に2,177世帯を抱えておりますけれども、全地区になってはおりません。力強い組織でありますので、さらなる充実、強化を図るべきだと思っております。こういった組織を町内全域で行い、システムをつくって町民に広くPRをして理解を得ておくことが大事であります。さらに、このような組織の訓練を日頃から行って有事に備える必要があると思っております。伺います。

続いて、件名2、新年度予算編成指針の構築について伺います。1つ目、新年度予算の概要、規模、重点等について伺います。東日本大震災から11年8か月がたち、予算規模は徐々に平常に戻ってきておりますけれども、令和4年度当初予算は51億800万円で、前年と比較しますと7億4,500万円の減少となっており、本定例会追加補正第6号では総額88億2,600万円となっております。これに対し、新年度、令和5年度は第2期復興・創生期間3年目の年であって、加えて不交付団体3年目の年であります。歳入では、町税や不交付団体の状況、歳出では、普通建設事業費、復興・復旧事業の状況あるいは人件費、扶助費、公債費等の状況について、その概要、規模、重点事項等について伺います。

2つ目は、第6次総合計画3年目の各施策課題の予算について伺います。各施策の快適で活力あるまちづくり、災害に強く安心安全なまちづくり、健康で元気なまちづくり、未来につながるまちづくり、住民力を生かすまちづくりの各施策をどのように予算づけするか、各施策の取組を伺います。そして、中でも次の施策をどう予算化するのか伺います。

1つ目は、新型コロナウイルス感染症拡大阻止対策をどう予算化するかであります。最近の新型コロナウイルス感染は、連日全国で10万人を超えております。町は、この第8波の阻止を図り、新年度は第9波となるかもしれませんけれども、その予算化をどうするかお伺いをいたします。

続いて、2つ目、新地エネルギーセンター事業課題や植物工場誘致をどう予算化するか伺います。新地駅東側に設定した新地エネルギーセンターの課題解決に、あるいは植物工場用地はいまだ空地であります。こうした課題解決にどう取り組むか伺いをいたします。

続いて、3つ目は、遊休農地の解消対策と水産業振興をどう進めるかであります。町の基幹産業は農水産業であります。振興、充実をどう取り組むか伺います。

続いて、4つ目、学習支援員、ICT支援員の増強について、人づくりや学力向上につなげるため、教育委員会の重点事業である基礎学力を支える学習支援員、ICT機器及び支援員の増強について伺います。今年度の当初予算では、学習支援員は介助員を含めて6名であって、ICT支援員についても6名、機器を含めると6,594万7,000円でありましたけれども、さらなる充実のための予算づけをどうするか伺います。

続いて、5つ目、公費解体等の災害復旧事業の促進について伺います。公費解体事業は住家、非住家合わせて153件、250棟ありますけれども、これまで発注された家屋は85棟で、165棟はこれからであります。そして、対象家屋の解体完了は令和5年12月を見込んでおいて、早期の解体を進めるためにどう予算づけするか伺います。

以上、申し上げましたが、よろしくご回答いただきます。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 5番、八巻秀行議員の質問にお答えをいたします。

初めに、災害に強く地域の安心安全なまちづくりについての1点目、度重なる自然災害を教訓に自主防災組織の初期避難対応についてお答えします。各地区の高齢世帯等要支援者把握に力については、当町において災害時の避難に当たって支援が必要となる方の避難行動要支援者リストは作成しており、毎年4月1日現在でリストの更新を行っております。避難行動要支援者は、要介護認定3以上の方や身体障害者手帳1、2級所持の方、療育手帳Aを所持の方、精神障害者保健福祉手帳1級所持の方、難病患者の方、70歳以上の高齢者のみ世帯の方、乳幼児・妊婦・外国人の方など、在宅で生活し、災害時の避難に当たって特に支援が必要な方が対象となっております。現在、対象となっている方は避難支援の有無と個人情報の提供について、順次同意を得ている最中であります。特に要介護認定3以上の方や身体障害者手帳1、2級所持の方、療育手帳Aを所持の方、精神障害者保健福祉手帳1級所持の方、難病患者の方は、今年度中に同意を得るべく作業を進めているところであります。同意を得られた方については、消防や警察、行政区等関係機関と情報を共有するなどして、災害時には地域全体で安否確認や避難支援に生かしてまいります。なお、要支援者の把握、確認については、地域の状況を一番よく知っている自主防災組織にも主体的に関わっていただくことで円滑な避難支援につなげてまいりたいと考えております。

次に、行政区集会所の避難所活用については、新地町地域防災計画では災害時の指定避難所等と

して、総合体育館や駒ヶ嶺公民館、各小中学校体育館、大戸浜防災コミュニティセンターなど、30箇所を指定しておりますが、地区所有の集会施設についても災害の状況に応じて避難所として開設することも想定しております。災害時において、各地区の自主防災組織では独自にそれぞれの集会施設を避難所として地区民を受け入れているところもありますので、引き続き自主防災組織と連携して災害時の被災者対応に当たってまいります。

次に、組織の訓練強化については、町内の自主防災組織は災害への対応力を高めるため、防災訓練や独自の防災マップの作成、非常用持ち出し袋の配付などの活動などを行っております。このほか、消防団の秋季演習に合わせて、自主防災組織と連携した避難訓練や炊き出し訓練なども実施しております。今年度は、11月15日に津波避難訓練、避難所開設訓練として大戸浜と今泉地区で実施したところです。自主防災組織に対しては、定例の行政区長会や出前講座などを通じて防災計画や防災マップの周知を図っておりますが、全ての自主防災組織で定期的に防災訓練や勉強会が実施されているところまでは至っていないようです。自主防災組織ごとに防災訓練などを実施することは、避難場所や避難ルートの確保、確認を行うなど、いざというときの行動に役立つものです。大規模災害時には、行政による公助のみでは限界がありますので、自分自身で身を守る自助とともに、共助の役割を担う自主防災組織の活動が非常に重要になります。自助、共助、公助の連携を図りながら、引き続き自主防災組織の重要性を相互に認識し、日頃から自然災害に備えて各種訓練等を実施し、自主防災組織の充実、強化に努めてまいりたいと思います。

次に、新年度予算編成指針の構築についての1点目、予算概要、規模、重点事項はについてお答えします。令和5年度当初予算については、11月1日に各課、局長宛てに編成方針を通知したところであり、各課においては予算要求書及び当初予算の主な要求事項の入力作業を進めているところであります。今後、順次各課に対して、財政係や町長、副町長のヒアリング、査定を実施しながら、令和5年度当初予算をまとめていく考えであります。このような作業状況の中で、予算概要や規模、重点事項については、現時点で詳細を申し上げられる段階ではありませんが、令和5年度当初予算編成方針では国の動向はもとより、第6次新地町総合計画に掲げる主要施策の推進に向け、課題の解決と複雑化、多様化する行政需要を的確に捉えた町政運営を進める旨の編成方針を通知したところであり、町財政の見通しにおいては、昨年度から普通交付税の不交付団体となったところではあります。今般の新型コロナウイルス感染症対策や原油価格・物価高騰への対応などは地方財政にも大きな影響が及ぶことが懸念されているところでもありますので、国の動向をより注視して適切に歳入歳出を見積もることとしたいと考えております。また、公債費の償還や公共施設の老朽化による維持管理費の増加など、厳しさを増していくことから、各事務・事業についてはコスト意識を徹底し、必要性、効率性、有効性を検証し、節減に努めることとし、将来に向け引き続き健全な財政の確立を図るため、歳入歳出のバランスに配慮した適切な予算規模と重点施策の推進に取り組んでいく考えであります。

次に、2点目、第6次新地町総合計画3年目の各種予算についての新型コロナウイルス感染症拡大阻止対策の質問にお答えします。新型コロナウイルス感染症については、これまで様々な対策を講じてまいりましたが、現在のところ、感染をなくすことは現実的ではなく、いかに感染を最小限に食い止めるか、感染した場合においても重症化のリスクを少なくする方策として、これまで集団や個別によるワクチン接種を実施してきたところであります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済情勢の悪化による対策として、雇用調整助成金、持続可能給付金、特定定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金など、国による様々な支援策が講じられてきました。町としましては、国や県が行う支援策がない場合には国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用により、町独自の対策をこれまで支援してきたところであります。このことから、町としましては感染状況が不透明である中で、感染拡大防止と町内の経済活動の活性化を図る必要があると考えられますことから、国や県の動向を注視しながら、交付金を活用した限られた財源の中で必要な対応策を検討してまいりたいと考えております。

次に、新地エネルギーセンターや植物工場の誘致についてですが、新地エネルギーセンターは2018年11月に完成し、複合商業施設、駅前フットサル場、文化交流センター、民間ホテル温浴施設に熱及び電気を供給しております。運営については、町、民間企業、団体12者が出資し、設立した新地スマートエナジー株式会社を指定管理者に指定しております。平成30年12月に指定した指定期間が今年度末で終了することから、令和5年度から9年度までの5年間の指定管理者の申請受付を開始したところであります。今後、電気やLNGガス仕入れも含め物価上昇が見込まれる中で、安定的な経営基盤の確立に向け、指定管理者には効率的かつ効果的な施設運営を求めてまいります。植物工場の誘致につきましては、現在、用地を災害廃棄物の仮置場、そして公費解体事業の解体ごみの仮置場として活用中でありますので、早期の災害廃棄物の処理を進めながら、スマートアグリ事業の誘致を目指してまいります。この事業用地は事業形態により、福島復興特区制度等の活用が可能であり、現在事業者数社と意見交換を行っているところであります。事業者側からは、もっと広い用地面積を求められることもありますが、今後も特区制度や町独自の優遇施策をPRしながら、福島イノベーション・コースト構想推進機構の企業誘致担当部署とも連携し、誘致を目指してまいります。

次に、遊休農地の解消対策と水産業振興についてですが、農業委員会では年2回、利用状況調査や荒廃農地の調査を行うなど、遊休農地の解消に努めております。農業委員会法が改正になり、これまで任意業務となっていた耕作放棄地の発生防止、解消が必須業務となり、これをよりよく果たせるよう、農業委員会に農地利用最適化推進委員が設置され、活動しております。今後も遊休農地解消のため、土地利用者や地域農業者の戸別訪問、農地の出し手や受け手の情報を的確に把握し、遊休農地解消に努めてまいります。あわせて、水田や遊休農地の利用集積を図るとともに、農地への水路等の整備、有害鳥獣対策など、生産基盤の強化に取り組んでまいります。水産業振興につい

ては、漁業者と協力して作成した浜の活力再生プランにより、漁業者の所得向上につながる取組を進めるとともに、漁協や関係機関と連携しながら、新規就業者対策など様々な取組を進めてまいります。

次に、学習支援員、ICT支援員の増強についてですが、現在町内の小中学校には学習支援補助員を含む6名の学習支援員を配置しており、内訳は福田小学校1名、新地小学校2名、駒ヶ嶺小学校2名、尚英中学校1名で、校種や学校の規模だけではなく、支援を必要としている児童生徒一人ひとりの教育ニーズを把握し、適切な人員を配置しております。今後も第6次新地町総合計画行動計画書に沿って、特色のある教育における学習環境や教育の充実を図るため、基礎学力向上推進事業を継続実施し、学習支援員の適切な人員配置とインクルーシブ教育システム構築を目指してまいります。また、ICT支援員についてですが、今年度は新地小学校と尚英中学校に2名ずつ、福田小学校と駒ヶ嶺小学校に1名ずつ、合計6名のICT支援員を常駐で配置しております。次代を担う児童生徒を育成するこれからの学びを実現するために、一人も取りこぼすことなく、個別最適化された学びと協働学習を両輪とした事業の充実を図ること、また今後社会で生きていくための情報との関わり方を学ぶ上で、ICTを日常的に利活用することは国が目指すGIGAスクール構想の姿であり、町ではICT支援員の専門スキルを生かしてICT活用の環境整備や維持管理、授業内外における学習者用機器操作の個別支援、また質の高い授業づくりのための教職員への支援を日常的に実施し、子どもたちの資質能力の育成に取り組んでおります。今後も行動計画書に基づき、ICT教育の充実に関する事業や児童生徒の学力・資質の向上と質の高い個に応じた学習指導の実現に向けて、引き続き適切なICT支援員の配置を行ってまいります。

次に、公費解体等の災害復旧事業の促進についてですが、災害廃棄物処理事業のうち、公費解体については申請件数が140件、217棟に上りました。うち住家42棟、非住家175棟です。本年9月下旬から順次発注し、現在までに6工区、85棟、内訳は住家37棟、非住家48棟を今年度内完成に向けて進捗しているところであります。また、本定例議会において災害廃棄物処理事業の繰越明許費10億5,900万円を計上したところであり、今後発注予定の132棟、内訳は住家5棟、非住家127棟については解体と解体ごみの処分を含め、令和5年10月の完了を予定しています。他の災害復旧事業共々計画的に、かつ早期の生活環境の保全と町民の生活再建ができるよう努めてまいります。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 ただいまそれぞれご回答いただきました。それでは、再質問を申し上げたいと思います。

自主防災組織についてですが、町では自主防災組織への関わり、育成強化についてどう考えているか、まず伺いたいと思います。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○**泉田晴平総務課長兼会計管理者** 町の各地区で結成をしております自主防災組織への関わりということでもありますけれども、自主防災組織は災害対策基本法にも位置づけられておりまして、その中で市町村の役割といたしましては、その充実に努めなければならないということになっておりますので、町といたしましては、先ほど町長の答弁でありましたが、基本的には各行政区単位、一部新地町地区、中島地区は分かれておりますけれども、基本的には行政区単位での自主防災組織が組織されておりますので、定例の行政区長会、こういうところで、よりその活動の啓発とこういうのを行いながら、あとは各種支援制度、町でも自主防災組織の育成事業補助金交付要綱、こういうのを定めまして、かつ各防災訓練等の活動を支援するような、そういう補助事業も用意しておりますので、こういう制度の周知を含めまして、町として自主防災組織の強化というものの充実に努めているところであります。

以上です。

○**遠藤 満議長** 5番、八巻秀行議員。

○**5番八巻秀行議員** 今補助金の要綱を定めているということでしたが、活用状況はどうかを伺います。

○**遠藤 満議長** 泉田晴平総務課長。

○**泉田晴平総務課長兼会計管理者** 各自主防災組織につきましては、その結成が大体平成14年前後でありました。町の先ほどの要綱は、平成20年に制定をしたのですけれども、当初は各地区自主防災組織で行う防災訓練の、例えば炊き出し用の食材の補助だとか、あるいは1回限りでありますけれども、防災用品の整備の補助とか、それぞれ3分の2、上限は定めておりますけれども、そういう補助でありました。今申し上げたとおり、その補助金交付要綱設置当初は各地区で定期的に防災訓練等、全ての自主防災組織ではないのですけれども、今までの例でいいますと、各年度大体9地区ぐらいずつ訓練されておりました、全てがこの事業で補助ということはありませんでしたけれども、実施をしておりました。ただ、近年、ここ数年、コロナの影響で各地区もなかなか一堂に会する機会というのを抑えておるといふこともありますので、ここ4年、5年の間では活用がないというような状況であります。

以上です。

○**遠藤 満議長** 5番、八巻秀行議員。

○**5番八巻秀行議員** ここ4、5年は活用がないということでもありますけれども、大変重要な組織でありますので、PR方をお願いしたいと思います。

続いて、自主防災組織の活動でありますけれども、やはり地区長とか、役員とか、それから各班の班長の会議だと思っております。地区には民生委員であるとか、人権擁護委員であるとか、そういう生活を支える方々がいるわけでもありますけれども、そういう方々を取り込んだそういう組織づくりが必要なのではないかと思っておりますけれども、どう考えているかお伺いします。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 各地区の自主防災組織の活動でありますけれども、その組織に関する組織図とか、あとは活動内容とか、そういうものを各地区で定めていただいて、町にもそれを提出していただいておりますので、この内容も見ますと、まず班編成などをしていただいて、いざ災害のときにどういう手順でその関係者あるいは責任者の方々、役員の方々が活動するか、動くかというようなことを定めております。あとは、年間の計画の中で防災訓練、こういうのを定期的に行っていくとか、あとは連絡体制を定めるとか、こういうことになっておりますので、町で一つひとつ全て今現状チェックまでできていないところでもありますけれども、その辺の活動内容、状況というものを事あるごとに啓発等をして各組織の充実、強化につなげられるような、そういう支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 私が言ったのは、各地区の民生委員とかそういう方々を取り込んだ行政区の自主防災というものを目指すべきだというようなことを申し上げたのですが、まだそこには至っていないようでありますので、そういう方向をぜひ進めていただきたいと思います。

そして、こういう要支援者の把握でありますけれども、今、町で進めているということですが、各行政区にも共通して分かるように教えるというか、情報を共有するというようなことだと思いますが、この辺について伺います。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 先ほどの自主防災組織内の民生委員などとの関わりという話もありましたけれども、今の質問にもありました要支援者の把握と、こういうところで民生委員の方々にも当然関わっていただけるかなと思っております。あと、その把握の状況でありますけれども、先ほど町長答弁したとおり、今年度をめどに要支援者の今の支援の有無とか、あるいは個人情報に当然これ当たるものですから、本人の同意、これを得ている、今そういう作業であります。ただ、今優先的に障害のある方とか、そういう方を重点的に今大体230名程度おるのですけれども、そういう方々に今同意作業を行っているところで、何とか年度内の同意を得て、その後になりますけれども、先ほどの民生委員の方々も含めて地元の方々、行政区、自主防災組織の皆さん方とこの名簿の共有して、実際の災害あるいは防災訓練も含めてですけれども、そういう方の避難につなげていくというようなことで今考えておるところであります。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 ぜひそういうふうに進めていただきたいと思います。

そして、各地区の自主防災組織というのは規約をつくっているのだろうと思いますけれども、ど

う認識をしているのですか。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 各自主防災組織の在り方というか中身なのですが、こちら国からの指針もありまして、まず組織の構成、やっぱりその中には規約とか、あとは活動内容、計画とか、そういうことが定められるようにというような指針があります。町で今把握をしている各自主防災組織の内容を見ますと、全てその規約は定められております。そこから組織図とか、あとは年間の計画とか。ただ、年間の計画は基本的には年度ごとでありますので、その都度ということになるかもしれませんがけれども、具体的な年度ごとの計画というものは町には上がってきておりませんが、今議員の質問のあった規約というものは町に提出をさせていただいております。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 全て規約は持っているというようなことでありますので、ぜひ力強い組織でありますので、そういう組織づくり、システムづくりをして、町民に広く理解を求めておく必要があると思います。しっかりと対応していただきたいと思います。

次に移ります。新年度予算の概要、規模、重点についてお伺いいたします。新年度予算、令和5年度でありますけれども、第2期の復興・創生期間3年目の年、そして不交付団体の3年目になりますけれども、本年度の収入状況を見ますと、町税で19億4,189万円、構成比で38.0パーセントとなっております。そして、震災復興特別交付税で15億8,204万円、これは構成比31.0パーセントとなっております。歳出では、普通建設事業費3億3,413万円、構成比6.5パーセント、人件費は13億7,677万円、構成比がこれは25パーセント、扶助費は3億4,061万円、構成比6.7パーセント、公債費ですけれども、5億6,010万円、構成比11.0パーセントとなっておりますけれども、この新年度の歳入歳出の状況について総務課長からお伺いいたします。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 今議員がおっしゃられたのは、今年度の当初予算の概要だと思っておりますけれども、当初予算は一般会計51億800万円でスタートいたしました。基本的には新年度予算もこのような内容ということでの予算編成になるのではないかというような予想をしておりますけれども、ただ今のそれぞれの歳入歳出の構成区分であります。こちらの特に歳入につきましては国の地方財政計画等のまだ通知が来ておりませんので、その辺はどうなるか非常に微妙なところがありますので、こちらしっかりと正確に見積もるようなことを考えております。あと、歳出につきましても特にまだまだ災害の復旧事業も続くようなこともありますので、そこで例えば建設事業がどの程度になるのか、それも必要なところ、政策的なところもあると思いますので、そういうところをしっかりと見積もっていくということが必要かと思っております。なお、物件費はやっぱり原油の高騰あるいは物価の高騰というところの影響が多分いろいろ出てくるのだと思っておりますので、そういうと

ころもしっかりと見積もる必要があると思っております。いずれにいたしましても、徹底したコスト意識、歳出につきましてはそういうところを職員が意識をしながらそれをまとめ上げて、新年度予算としてまとめ上げていきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 お昼になりましたけれども、八巻議員の持ち時間、12時10分まであるかと思っておりますので、継続して一般質問を続けます。

5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 それでは、新年度も今年と同じように見積もっていくというようなことですが、不交付団体の状況をお伺いしますけれども、どうですか。今年と変わるようなことはないというようなことなのかどうか。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 今も申し上げたとおり、国の正確な地方財政計画の内容がまだ届いておりません。その中で、ほかの町税等も見積もることになりますが、その辺で基準財政需要額がどうなるのか、歳入がどうなるのか。特に基準財政需要額につきましては、今こういうコロナあるいは物価高騰等で非常に影響を受けるのではないかというようなことも言われておりますので、そういうところから例えば基準財政需要額が伸びるとすると、不交付団体というのが来年もそうなのかというのは何とも今のところは申し上げられる状況ではありませんので、そこはやっぱり国の状況、こちらをきちんと注視をしながら正確に見積もっていきたいというところであります。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 ぜひ国の状況、県の状況を勘案してまちづくりを進めていただきたいと思います。

続いて、新型コロナウイルス感染症の阻止でありますけれども、先ほども言いましたけれども、第9波になるのだらうと思っておりますけれども、その辺の予算化、副町長にお伺いしたいと思います。

○遠藤 満議長 岡崎利光副町長。

○岡崎利光副町長 新年度における新型コロナウイルス感染に対する予算措置であります。こちらの歳入歳出に関しましては、全て国庫補助というような形で予定というかになるだろうという想定をしております。そうした中で、やはりコロナワクチン関係等に関しては臨時的に国が示しますので、それに対応した形の中で当初というような形ではなく、国の施策に沿った形の中で臨時的に予算計上を随時行ってまいりたいと。そして、コロナに対する対策を早めに講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 コロナウイルス阻止のために頑張っていたきたいと思います。

それから、続いて新地エネルギーセンターの事業課題、植物工場の誘致についてでありますけれども、新地スマートエネルギー株式会社は令和3年の12月に町は2,550万円を貸付けをしているわけでありまして、こういう課題解決、どう取り組みますか、企画振興課長にお伺いいたします。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

新地エネルギーセンターの課題といいますと、経営の状況であります。新型コロナウイルスと、あと福島県沖地震、こういった影響で需要家の方々が休業したり、集客が減少、そういった影響もあって、昨年度期、第5期では純損益として280万円ぐらいの損益計上いたしました。今後、燃料価格高騰による仕入れ高、そういったことも見込まれております。指定管理者の新地スマートエネルギー株式会社には効率的、効果的、そういった施設の運営、運転を求めていながら、町としては空き区画へのスマートアグリの実業誘致、そういったところを進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 時間がないので、次に移りますけれども、遊休農地の解消であります。

遊休農地は、令和3年11月現在で全体で92ヘクタールありますけれども、農業振興上、農村環境を保持する上でも大変重要な課題であります。これらにどう予算化するか、農林水産課長に求めます。

○遠藤 満議長 岡田健一農林水産課長。

○岡田健一農林水産課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

今現在、今年度、来年度につきましても各地区で取り組んでおります多面的機能支払交付金事業でも事業区域内に遊休農地ができないよう管理していただいております。あわせて、今後につきましても遊休農地の解消ができる農地につきましては、県の補助金を積極的に活用していただくなど取組を進めてまいります。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 農村環境の補充をする上で大変重要でありますので、しっかりと対策を講じていただきたいと思います。

そして、水産業の振興でありますけれども、原発事故後、操業自粛を余儀なくされておりましたけれども、試験操業から今は本格操業に移行しているわけでありまして。この漁業振興をどう予算化するかお伺いします。

○遠藤 満議長 岡田健一農林水産課長。

○岡田健一農林水産課長兼農業委員会事務局長 町長の回答にもありましたけれども、まずは浜の活

力再生プランの中でも計画しております鮮度保持機器導入によります高品質化によりまして、単価の向上を目指していきます。そういった様々な漁業収入向上のための取組を行うことで後継者対策にもつなげていきまして、水産業の振興を図っていきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 ぜひしっかりと対応していただきたいと思います。

それでは、続いて、時間ありませんけれども、学習支援員、それからICT支援員の増強でありますけれども、今年と同じような対策を講じていくというようなことで理解しましたけれども、このGIGAスクール構想の姿ということを含めながら、しっかりと対応していただきたいと思っております。

最後に、公費解体ですけれども、これも私が聞いた数字とはまた違っているわけでありましてけれども、これから全体で135棟ですか、の解体をするというようなことでありますけれども、来年の12月までかかる事業だと思っております。しっかりとこれも進めていただきたいと思っております。

最後に……

○遠藤 満議長 時間です。

○5番八巻秀行議員 終わります。

○遠藤 満議長 これで5番、八巻秀行議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 零時11分 散会

第 7 回 定 例 町 議 会

(第 4 号)

令和4年第7回新地町議会定例会

議事日程（第4号）

令和4年12月8日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 議案第70号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について
- 第 2 議案第71号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第72号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第73号 令和4年新地町特定環境保全公共下水道災害復旧工事（1工区）請負契約に
ついて
- 第 5 議案第74号 令和4年新地町特定環境保全公共下水道災害復旧工事（2工区）請負契約に
ついて
- 第 6 議案第75号 令和4年新地町特定環境保全公共下水道災害復旧工事（3工区）請負契約に
ついて
- 第 7 議案第76号 令和4年度新地町一般会計補正予算（第6号）について
- 第 8 議案第77号 令和4年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第 9 議案第78号 令和4年度新地町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第10 議案第79号 令和4年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第11 議案第80号 令和4年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第12 議案第81号 令和4年度新地町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第13 陳情の取り下げについて
- 第14 陳情審査委員長報告
- 第15 意見書（案）について
- 第16 閉会中の継続審査の申し出
- 第17 閉会中の所管事務等調査の申し出

出席議員（12名）

| | | | | | | | |
|-----|----|----|----|-----|----|----|----|
| 1番 | 藤田 | 修 | 議員 | 2番 | 寺島 | 博文 | 議員 |
| 3番 | 齋藤 | 充明 | 議員 | 4番 | 水戸 | 洋一 | 議員 |
| 5番 | 八巻 | 秀行 | 議員 | 6番 | 吉田 | 博 | 議員 |
| 7番 | 寺島 | 浩文 | 議員 | 8番 | 目黒 | 静雄 | 議員 |
| 9番 | 菊地 | 正文 | 議員 | 10番 | 井上 | 和文 | 議員 |
| 11番 | 三宅 | 信幸 | 議員 | 12番 | 遠藤 | 満 | 議員 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | |
|-----------------|-----|----|
| 町長 | 大堀 | 武 |
| 副町長 | 岡崎 | 利光 |
| 教育長 | 佐々木 | 孝司 |
| 総務課長兼 会計管理 | 泉田 | 晴平 |
| 企画振興課長 | 小野 | 和彦 |
| 税務課長 | 佐藤 | 茂文 |
| 町民課長 | 大堀 | 勝文 |
| 農林水産課長 兼農務局長 | 岡田 | 健一 |
| 建設課長 | 小野 | 好生 |
| 都市計画課長 | 加藤 | 伸二 |
| 教育総務課長 | 木幡 | 邦枝 |

職務のための議場出席者

| | | |
|------|----|----|
| 事務局長 | 佐藤 | 武志 |
| 書記 | 千葉 | 奈菜 |
| 書記 | 岡田 | 義仁 |

午前10時00分 開 議

◎開議の宣告

- 遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名であります。
-

◎議事日程の報告

- 遠藤 満議長 次に、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎議案第70号の質疑、討論、採決

- 遠藤 満議長 日程第1、議案第70号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第70号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の質疑、討論、採決

- 遠藤 満議長 日程第2、議案第71号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、井上和文議員。

- 10番井上和文議員 今回人勧の絡みで3本上がっているわけですが、町長等の中で附則関係が出ておりまして、いわゆる元に戻すと、終期を決めるということが出ました。今もちょっと議論になりましたけれども、この元に戻すことによって、やっぱり年間でどのぐらいの予算が必要になるのか、総務課長、この辺をお答えください。

2つ目には、私はこの17年当時のちょっと広報を見ても、行財政改革の取組の一環でこの10パーセントカットというのをなされております。特別職の10パーセント、さらには職員を採用しない、不補充にするとか、一番大きいのが敬老会の見直し、いろんな関係で16年度と17年度を比較して1億5,000万円ぐらい削減をして今日に至っていますが、若干復活したのがありますが、議員の費用弁償などは今でも続いておるわけなのです、廃止など。ただ、私は元に戻すのに大分財政がよくなったのかなというちょっと第一感で思ったわけですが、昨日の答弁、あるいは新年度以降も基準財政需要額がどうなるか予測がつかないやの答弁もあった中で、やはりこの辺の状況をどう考えるのかというのが1点です。

もう一つは、昨日も議論がありましたけれども、町民感情として上げるわけではありませんけれども、結果として元に戻る、上がるということになりますので、現状から、それについての町民感情をどのように受け止めているのかということなのです。この辺の2つについてお聞かせをいただければと思います。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 まず、今回、町長、副町長、教育長、こちらの減額、10パーセント戻した場合の年間の大体の影響額ということでありまして、期末手当も含めまして大体年間300万円ぐらいかなということで試算をしております。

あとは平成17年当時、行財政改革を理由としたということが主なところでありましたけれども、その後、町の今の財政的な状況はどうかということでもあります。様々、昨日も町長等が答弁をいたしましたけれども、非常に厳しいというのはそういう心構えで今後も財政規律を守りながら、町の行政運営をしていかなければいけないと、こういうことなのだろうと思っております。町の財政的には、これはここ数年、決算の委員会の中でもご説明しておりますけれども、全ての指標において何か財政的に問題があるとか、そういうことはございません。ただ、今後、経済情勢、国の情勢等ではいろんな面で影響が出てくるということはあるかと思いますが、ただ今現在で見通ししたり、見積もるということは非常に難しいという状況であります。なおさら、あと災害関係等でやっぱりいつどんなことがあるかというのはなかなか見通せないということでもありますので、町としてはそういうところにも対応できるように基金等で財政資金等をきちんと確保しておく、いざとなったらきちっと出動できるというような体制を整えているつもりでございますので、近年においては今後の正確な見通しというのは難しいことではありますけれども、引き続き健全な財政運営ができるものだと考えております。

また、町民感情ということでもありますけれども、平成17年度当時、これはもう全国的に、あるいは県内もほとんどの市町村がこういう行財政改革の名の下に特別職の削減を行ってございました。ほかの自治体、いろんなやり方がありましたけれども、その中で多かったのが期限を決めて、3年なり5年なりというところでの削減というところでありました。ただ、新地町ではご存じのとおり、

これが当分の間ということ、もう18年続いているということでもあります。当時の町民感情、社会情勢を踏まえれば、そういうようなところだったかなと思っておりますけれども、今申し上げたとおり、もう18年。それで、ほかの県内市町村ももうこの当時の削減を行っているところはございません。したがって、今のタイミングというところではどうなのかということもあるかもしれませんが、私としてはもっと前にもうこれを戻すべきだったということも思っておりますので、このタイミングになりましたけれども、今回このようなことで削減の回復の措置をさせていただければということで考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 そのほかありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 今ご説明がございました。昨日の質問の答弁、さらには総務課長の答弁もございました。今も答弁があったわけですが、新地町の財政がなかなか厳しいと。さらには、今の物価高やコロナ禍の中で町民の生活自体が、昨日も町長がお話しになったように、大変な深刻な状況になってきているということでもあります。私は、元に戻す必要はないということ言うつもりはありません。時期を見て戻すべきだと思いますが、やはり今のタイミングなのかと、ここが一番大きな問題だと思います。執行部というのは、どうしても町民から注目されますから、町民感情からして時期尚早ではないかということで討論に参加したいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、水戸洋一議員。

○4番水戸洋一議員 平成17年から減額しているということなのですが、先ほど総務課長の話もありましたとおり、18年も経過しております。さきの総務課長の話では、当面の間という発言がありましたけれども、民間人の考えとしては当面の間といえばやっぱり5年から6年ぐらいなのです。それをやっぱり18年もやってきたということは、一旦ここで区切りをつけるべきだと思います。

さらにまた、社会情勢等々の変化があったときに、また新たな条例改正を行うということも必要なのかなと思いますので、賛成の立場として、この条例には賛成いたします。

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第71号についてを採決します。

この採決は起立の方法によって行います。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○遠藤 満議長 起立多数であります。

したがって、議案第71号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第3、議案第72号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第72号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第4、議案第73号 令和4年新地町特定環境保全公共下水道災害復旧工事（1工区）請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 公共下水道の災害復旧工事については、私反対する意思はございません。しかし、さきの全員協議会の中で3工区に分けて行うという説明がありました。しかも工期が令和6年3月までの長期に及ぶ工事であります。そういった施工する業者も違っております。そこで、道路下の工事もありますので、迂回路とか、それから通行止めの箇所も出てくると思います。1工区で迂回したら、また2工区でも迂回する、あるいは通行止めになってしまうというようなケースも出てくると思います。そういった事情の中で、道路ですから、一般の町民も当然通行するし、また緊急の車両も通行するわけであります。このような通行止めや迂回路を同じ時期あるいは同じ日にちになるべく重複しないような、そういったことをしていただきたいと思います。それにはやはり通

行止めをやる箇所、1工区、2工区、3工区、そういった時期をお互いに調整するような機関を設けるべきだと思うのです。それは、やっている業者に委ねるのか、あるいは町の担当課がそこに入って通行止め、迂回路の期間等を調整すべきだと思いますけれども、この辺について町の考えをお伺いしたいと思います。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 ただいまのご質問にお答えします。

今回の工事、令和3年度同様に大規模になってございます。そのために、工期の、復旧に関する一斉につきましては、1箇所ですと大体3年ぐらいかかってしまうというような内容になっていきますので、今回災害復旧ということでもございますので、令和3年度同様、3工区に分けて工事をするという形にしております。ただ、しかしながら3工区に分けたとしましても、1工区当たり大体15か月ぐらいを要するような積算となっておりまして、またそれでも長期にわたるような工事となっております。

ご質問の交通規制、そちらに関わる緊急車両並びに住民等の通行に支障が起きるといようなこととございますが、令和3年度もそうなのでございますけれども、毎月、工程会議等を開いておりまして、それで交通規制の話も踏まえてやってはいたのですが、やはり天候ですとか、あとは実際やってみてずれてしまうというところもございまして、本来同じところにならないような形でやってはいたのですが、皆さんにご迷惑をかけるような日程になっていたことは事実かと思っております。また、道路の復旧工事もありましたので、そちらとは整合性をあまり図っていなかったのかなとちょっと思っておりますけれども、道路でありますので、そちらは建設課あるいは農林水産課とも協議をしながら、なるべく少しでも支障にならないように工程の調整をしてみたいと考えてございます。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 今の課長のお話ですと、担当課、町でそういった調整をやりたいなというような意見と聞きました。やはりあそこは、町民はもちろんなのでございますけれども、緊急車両も通る位置でございまして、そういったものを充分把握して調整していただきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 そのほかありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第73号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号 令和4年新地町特定環境保全公共下水道災害復旧工事（1工区）請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第5、議案第74号 令和4年新地町特定環境保全公共下水道災害復旧工事（2工区）請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第74号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号 令和4年新地町特定環境保全公共下水道災害復旧工事（2工区）請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第6、議案第75号 令和4年新地町特定環境保全公共下水道災害復旧工事（3工区）請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第75号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号 令和4年新地町特定環境保全公共下水道災害復旧工事（3工区）請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第7、議案第76号 令和4年度新地町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 それでは、全員協議会でもおただしありましたが、本会議ですので、改めておただししたいと思います。

まず、マイナンバー関係ですけれども、これも国を挙げて今2万ポイントをあげるから、どんどん進めろということになっておりますが、改めてこの全体状況がどうなっているのか、国全体の進捗状況、県、さらには新地町の状況。そして、いろいろ保険証とマッチングさせて使えるようにするやの話もありますが、現段階では使える病院はこの辺にはないのだろうと思いますけれども、この辺の状況も明らかにしていただければと思います。

2つ目には、ポイントとは何だみたいな、お年寄りの方々がやっぱりいらっしゃるわけです。ですから、今役場に来てもらって一生懸命そういった説明をしながらも、どうしても抜け落ちてしまう部分もあるのだろうと思いますけれども、そういう点でいけば将来的にこのカード一本でいくというのはなかなか時間的に無理があるのかなと思ったり、しばらくは平行線でいくのかどうなのか、この辺の状況についてどのようなご説明がされているのか、この辺についてお聞かせをいただきたいと思います。

最後に、いわゆるよく言われるのが情報がだだ漏れになるのではないかと、個人情報の保護です。ご案内のように、半田病院とか大阪の病院とか、大きい病院でもサイバーテロという問題が出てきて、今国なんかでもこのサイバーテロ問題、非常に重要だという話があります。町でもL G W A Nとかいろんな形でやっておりますけれども、そういったことの対応策を、これでいいということはありませんし、どうしても彼らが狙うのが人間は間違いを犯すという人の弱点をついてくるというようなこともあるようであります。この辺の個人情報保護に対する対応、体制についてお聞かせください。

2つ目に、農業系汚染廃棄物処理業務、これは1,100トンの牧草を2年間かけて処理するということです。前に震災後、埴浜に処理場を造って、全部終わりましたという報告があったから、終わ

ったのかなと思ったら、残っていたということで、改めてなぜこんなに時間がかかったのか、その背景についてお聞かせください。

もう一つは、そこの十何年、11年8か月間、もうそれぐらいその土地が利用されていない、使えなかったわけですが、これは東電サイドあたりからのいわゆる借地料とか、そういったような補償なんかきちっと対応されているのかも併せてお聞かせください。

くるめがすりの家出ました。今度議会にも郷土史研究会会長さんから要望書出ています。この遠藤新氏設計民家の復元建築等の要望が出ているのですけれども、このくるめがすりの家を修繕をしてどのように活用していくのか。それで、この郷土史研究会あたりからの要望といろいろ相談をしながら、どういうふうに行くのか、持っていくのかということも、地域を遠藤新記念館みたいな形に持っていくのかどうなのかということも方針を持っているのかどうなのか、この辺についてをちょっとお聞かせください。

○遠藤 満議長 大堀勝文町民課長。

○大堀勝文町民課長 それでは、マイナンバーカードの発行の状況等についてということで質問にお答えしたいと思います。

マイナンバーカードは現在、国民が来年度末までにほぼ取得できるようにということで国では動いておりますけれども、国全体での取得率につきましては、正確な数値を今持ち合わせておりませんが、5割を超えているところにあります。当町におきましては、本年10月末時点で4割の交付率になっておるところであります。町としましても、その交付率を上げるために、今回の補正予算にも一部計上させていただきましたが、各地域の集会所等で、申請をできるような機会をなるべくつくるほか、窓口につきましても平日、水曜日の窓口を夕方7時まで開いたり、日曜日にも月1回ほど交付や申請についての対応をしております。

そのほか、先ほど町で健康保険証として使える施設等についてはないのではないかというお話だったのですが、当町におきましては菅野医院、渡辺病院、新地クリニック、そして公立相馬総合病院について体制が整っているところでもあります。

マイナポイントにつきましては、取りあえず今のところ、12月末までの申請分について対応するという国はアナウンスしておりますけれども、これまでも取得率を上げるために、国では延長等をしているところではありますが、現時点では12月末までの申請に対応するというような状況にあります。

以上です。

○遠藤 満議長 情報漏れとかと言った。もう一点、情報漏えい。

○大堀勝文町民課長 すみません、あともう一つ、サイバーテロ等に対応したセキュリティーの部分につきましても、これに関しましては国で設置しているシステムでありまして、町から漏えいするとか、そういったようなシステムの構築にはなっておりませんので、国につきましても

その辺の対応策ということで取り組んでいるというところではありますので、町に関してはあくまでもカードの交付についての対応というところにあります。

以上です。

○遠藤 満議長 岡田健一農林水産課長。

○岡田健一農林水産課長兼農業委員会事務局長 牧草について回答いたします。

これまで処分できなかった理由ということなのですが、県と協力しながら処分先について検討してきましたが、なかなか処分先が見つからなく、これまで残ってきたと。今年度、処分先が見つかるような状況になったものですから、今年度処理できる量ということで150トンの予算の計上という部分をさせていただいたところであります。

あと、土地の借地関係の部分でございますが、こちらは東電賠償の請求となりますので、可能となりますので、回答させていただきます。

以上です。

○遠藤 満議長 木幡邦枝教育総務課長。

○木幡邦枝教育総務課長 ただいま今後どのようにくるめがすりの家を利活用していくかというご質問ございましたが、今回、令和4年度に地震を受けていますので、まずそちらを修繕させていただきまして、遠藤新氏が設計された家を見学させてほしいという方に見学をしていただくということを基本としまして、今後、郷土史研究会の方とも相談しながら、どのような利活用をしていったらいいかも含めて相談して新しい活用方法を見つけていきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 佐々木孝司教育長。

○佐々木孝司教育長 くるめがすりの家についてですが、やはり学校の教材の中でふるさとを知ろうと、ふるさとから輩出した偉人の業績という形で授業の中で行っております。副読本の「わたしたちのまち新地」、今改訂版作っているところですが、その中でも紹介して、生徒全員が学ぶと、子どもたち全員が学ぶという学習形態をとっております。それと、出前講座、先ほど課長からありましたけれども、見学学習というものその中に含まれております。各学校でくるめがすりの家を訪問して説明を聞くという形でございますが、そのほか出前講座を行って、担当がその歴史についてお話をするというような形もやっております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 まず、マイナンバーですが、国が予算づけをして全国的に使えるようにしようというのですが、なかなか今菅野医院、渡辺病院、公立病院で使えるのではないかとこの話もありましたけれども、全体に行き渡るのが、機械も導入しなくてはなりませんから、その機械の補填を国が全部やるのかという問題もあるのだらうと思っておりますので、その辺の全体がそれで流

れていくのにやっぱり時間的なロスが、時間的にかかるのかなというのが1点です。

もう一つは、保険証も一緒にしてしまうみたいな話もちよっとあるのですが、今、後期高齢者の人とか、お年寄りの人とか、いろんな独り暮らし、2人暮らしますよね。そういう方々、ではどうすると、こっち使えなくなるのかみたいなことの混乱がやっぱりあります。その辺は国、県とよく情報を取りながら、やっぱり末端自治体が懇切丁寧に説明をしていかぬと、どうも要らない混乱が起きてくると。もう起きてきているのです、私のところにも来ていますから。だから、そういったことはやはり繰り返し、繰り返し親切にやっていただきたいと思います。

あと、個人情報保護を国がやっているからという話もありますけれども、情報保護、総務課長になるのだらうと思いますけれども、やっぱり職員が例えば災害で、すぐメール下さいみたいなのをぼんっとやったら、サイバーテロになってしまったみたいなのもよく聞きます。ですから、その辺の職員全体でやっぱりサイバーテロというのですか、個人情報保護というのですか、そういう管理体制というのをしっかりやっておかぬと、もうあっちのサイバーテロの関係はどんどん進んでいますので、狙われたら大変だというような話もよく聞きますので、これは総務課なり、町民課なりでしっかり対応していただきたいと思います。この点についてはご答弁をお願いしたいと思います。

農家をしっかりやってください。特に十何年使えなかったということもありますので、よく懇切丁寧に説明をして、失礼のないように対応をお願いします。

くるめがすりの家の問題ですが、私もこの要望書を見て初めて分かったのですが、遠藤新が設計した民家が解体されて保管していたのだけれども、震災で流出したと。これは、回収はしていないのかどうなのか。していないとするならば、この辺の問題の復元というのはなかなか大変な課題でもあるのかなと思うから、この辺も郷土史研究会の方々とよく相談をして、今後どうするかをしっかりと対応していただければなと思いますけれども、この辺についてお聞かせください。

○遠藤 満議長 岡崎利光副町長。

○岡崎利光副町長 ただいまの質問の中で保険証の質問がありました。国におきましても、保険証のマイナンバー化ということで示しております。令和6年度をめどにというような形の中で申し上げておりますけれども、まだその行く先というのが議員おっしゃられますとおり、混乱を示しているのも実情であります。そうした中で、社会保険、国民健康保険、その他もろもろの保険というような形の中で、町といたしましても国、県と情報を取り合いながら、その混乱に対するといいですか、どのような方法で保険証が使い勝手がよくなるのかというような形の中で町民に情報を提供してまいりたいと思います。ただ、その情報に関しましてもやはり正確な情報というのが一番なのかなと思いますので、しっかりとした連絡体系を取って行ってまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 情報管理、マイナンバーに限らず全体の情報管理も含めてになり

ますけれども、こちらは町のシステムあるいはネットワーク全般に言えることではありますが、非常に専門的な分野でもあります。したがって、町職員が日頃からその心構えというか、個人情報あるいは行政情報を扱っているというところは、これ総務課中心にしっかりとその研修、周知等というのは今後も続けてまいりたいと思います。ただ、専門的なところもありますので、そこはそのシステムの内容、ネットワークの状況というのはその都度、日頃から委託業者、こちらと連携を取りながら、そういうことのないように、あるいはそういうことが例えばありそうであった場合の対応というのは日頃からちょっと備えていきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 木幡邦枝教育総務課長。

○木幡邦枝教育総務課長 民家を解体して、作田倉庫に保管していたということは聞いております。東日本大震災のときに全て流出してしまったということで、再現することは不可能だということを確認しております。今後どういった在り方がいいかということは、郷土史研究会の方とご相談しながら対応していきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 そのほかありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第76号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号 令和4年度新地町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第8、議案第77号 令和4年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての討論を終ります。

これから議案第77号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号 令和4年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第9、議案第78号 令和4年度新地町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての質疑を終ります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての討論を終ります。

これから議案第78号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号 令和4年度新地町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第79号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第10、議案第79号 令和4年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての質疑を終ります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての議論を終わります。

これから議案第79号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号 令和4年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第11、議案第80号 令和4年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての討論を終わります。

これから議案第80号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号 令和4年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第81号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第12、議案第81号 令和4年度新地町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは討論を終わります。

これから議案第81号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号 令和4年度新地町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

◎陳情の取り下げ

○遠藤 満議長 日程第13、陳情の取り下げについてを議題とします。

令和3年6月定例会において産業厚生常任委員会に付託し、継続審査となっております令和3年陳情第4号 小川田中地区内の農地については、陳情者からの取下げの申出があります。

お諮りします。陳情者の申出のとおりこれを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、令和3年陳情第4号の取下げは許可することに決定しました。

◎陳情審査委員長報告

○遠藤 満議長 日程第14、陳情審査委員長報告を議題とします。

令和4年陳情第7号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書提出に関する陳情書について、審査結果の報告を求めます。

水戸洋一総務文教常任委員会委員長。

〔水戸洋一総務文教常任委員会委員長登壇〕

○水戸洋一総務文教常任委員会委員長 陳情審査の結果をご報告いたします。

令和4年12月8日

新地町議会議長 遠藤 満 様

総務文教常任委員会委員長 水戸 洋一

陳情審査報告書

本委員会は、令和4年12月5日に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条及び第95条の規定により報告します。

記、受理番号4、令和4年陳情第7号。件名、シルバー人材センターに対する支援を求める意見書提出に関する陳情書。当委員会で審査した結果、採択となりました。意見、意見書として関係機関に送付すべきである。

ご報告申し上げます。

○遠藤 満議長 委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから令和4年陳情第7号についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、令和4年陳情第7号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書提出に関する陳情書については、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

◎意見書案第2号の上程、説明、質疑、採決

○遠藤 満議長 日程第15、意見書（案）についてを議題とします。

意見書（案）第2号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について、提出者に説明を求めます。

水戸洋一総務文教常任委員会委員長。

〔水戸洋一総務文教常任委員会委員長登壇〕

○水戸洋一総務文教常任委員会委員長 陳情に関しましてご採択をいただきましたので、意見書についてご提案申し上げます。

意見書（案）第2号

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣等に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。

令和4年12月8日提出

新地町議会議長 遠藤 満 様

提出者 新地町議会議員 水戸 洋一

賛成者 新地町議会議員 吉田 博

” 新地町議会議員 菊地 正文

” 新地町議会議員 齋藤 充明

意見書（案）第2号

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書（案）

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく団体で、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費及び介護費用の削減などに貢献しています。

令和5年10月に、消費税において適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入される予定となっています。同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員は適格請求書、いわゆるインボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税しなければならないという問題が発生します。しかし、公益事業を行うセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税を負担する財源はありません。

途中割愛します。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであります。少額の収入しかないセンターの会員の手取額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となるためには、センターの会員への配分金については、適格請求書を交付することが困難な取引として交付義務を免除し、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入れ控除が認められる適用除外等の措置を講ずる必要があります。

よって、国に対し下記事項について強く要望します。

記

インボイス制度導入後も、シルバー人材センターにおいて、事務局体制を維持し、安定的な事業運営が可能となるよう、新たな税負担を強いることなく、センターの会員への配分金等について、インボイス制度の適用除外とする等の必要な措置を講ずるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年12月8日。提出先は、衆議院議長、園田博之様、参議院議長、尾辻秀久様、内閣総理大臣、岸田文雄様、財務大臣、鈴木俊一様、厚生労働大臣、加藤勝信様、経済産業大臣、西村康稔様宛て。提出は、福島県相馬郡新地町議会議員、遠藤満であります。

○遠藤 満議長 提出者の説明が終わりました。

これから意見書（案）第2号について、提出者に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから意見書（案）第2号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書（案）第2号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申し出

○遠藤 満議長 日程第16、閉会中の継続審査の申し出の件を議題とします。

総務文教常任委員会委員長から、令和4年陳情第6号 道路の拡張及び舗装工事に関する陳情書については、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。総務文教常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、令和4年陳情第6号 道路の拡張及び舗装工事に関する陳情書については、総務文教常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎閉会中の所管事務等調査の申し出

○遠藤 満議長 日程第17、閉会中の所管事務等調査の申し出の件を議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の所管事務等の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長の挨拶

○遠藤 満議長 以上で、提案されました議案の全てが終了しました。

ここで町長に挨拶を求めます。

大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 令和4年第7回新地町議会定例会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、年末の何かとお忙しい中、そして新型コロナウイルス感染症が拡大する中の今定例会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。慎重にご審議の上、上程いたしました12件の議案の御議決をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

急激な寒さの到来中であります。また、年度末の何かとご多忙中の時期でありますので、体調管理には充分気をつけながら、そして新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザに注意されながら、議員活動にご精励いただきますよう心からお願い申し上げ、定例会閉会に当たってのご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本年も特に緊急の案件がない限り、本日をもって納めの議会となりますので、一言ご挨拶を申し上げます。12月5日から本日までの4日間にわたり、慎重にご審議をいただき、全議案を議決し、無事閉会の運びとなりましたことに対し、心より厚く御礼を申し上げます。

寒さも本格的になってまいります。皆様方にはくれぐれもご自愛くださいませ、無事越年され、ご多幸な新年を迎えられますようお祈りいたしまして、閉会に当たっての御礼の挨拶といたします。

以上で令和4年第7回新地町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年 月 日

議 長 遠 藤 満

署 名 議 員 目 黒 静 雄

署 名 議 員 菊 地 正 文

参 考 资 料



令和4年11月25日

新地町議会議長 遠藤 満 様

総務文教常任委員会委員長 水戸 洋 一



所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり終了したので報告します。

記

1 調査月日および調査事項

10月14日 ○法定外道路の現状について（陳情案件の現地調査）

2 調査経過

上記事項について大堀町長、岡崎副町長および、泉田総務課長、目黒財政係長の出席を求め、法定外道路の現状や対応を調査すると共に、令和4年7月20日に提出された「道路の拡張及び舗装工事に関する陳情書」について現地調査を行った。

3 調査結果

○法定外道路の現状について

道路法、河川法などが適応されない道路や水路などで、地方分権推進法により平成13年～15年頃に国・県から譲与を受けたもので、俗に言う「赤道（道路）」・「青道（水路）」のことで、公図上では「道」や「水」などの表記になっているが、実態と合わない場合が多数ある。

町として譲与は受けているものの、実際は日常的に利用する地区の皆さんに草刈り等の管理をしてもらっているのが現状である。

道路補修の対応としては、通行に著しく支障がある状況、また不特定多数の利用者が見込まれ公益性がある場合など、総合的に判断し建設課に業務委託し対応しているとの説明があった。

○陳情案件の取扱いについて

担当職員の案内で現地調査を行ったが、2路線沿線で空き家が1棟だけで、車の通行量もそれほど多いとは見受けられなかった。杉の枝が道路に覆いかぶさり、整備には地権者の理解が必要と思われる。

町の見解としては、通行に支障がある場合とか、多数の利用者がある場合は対応するとしている。また、他地区との整合性や優先順位もあるとのこと。

委員会としては、区長名で陳情書が提出されていることや、沿線に住宅建築の申請の動きがあることなどから今後の動向を見極めるべく継続審査とする。



令和4年11月28日

新地町議会議長 遠藤 満 様

産業厚生常任委員会委員長 八巻 秀行



所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり終了したので報告します。

記

1. 調査月日及び調査事項

- 10月20日 ○新型コロナ第7波の現状と対策について
- 11月22日 ○令和4年3月福島県沖地震被害の復旧状況及び公費解体、災害ごみの処理状況と課題について

2. 調査経過

町長、副町長、町民課長及び関係職員の出席を求め、各調査事項の資料提出及び説明を受け調査を行った。

3. 調査結果

○新型コロナ第7波の現状と対策について

令和4年6月に始まった新型コロナ第7波は、町内において8月に156人が感染し9月25日現在で444人を数えた。

年齢別感染者数は、0歳から9歳までは86人13.98%で最も多く、次いで20歳から29歳は11.36%とコロナワクチン接種の少ない層に伴っている。これは家庭内感染を意味しクラスターを発生させない対策が大事であるが、9月26日から国、県に於いては、これまでの市町村単位の感染者数公表から保健所単位に変更したため、各市町村での対策が取れない状況となっている。

この状況を改善に向け国、県に強く要望するべきである。

又、マスクの着用や、新型コロナウイルス感染で陽性だった場合の療養解除基準や濃厚接触者の対応に変更があるため、町民に広報等で早期に広報すべきである。

今後の対応として、BA.2から感染力が強いと云われるBA.5の置き換わりから第7波を踏まえた「オミクロン株ワクチン接種」を11月中旬から12月中旬に集団接種することとしており第8波に備えたい。

○令和4年3月福島県沖地震被害の復旧状況及び公費解体、災害ごみの処理状況と課題について

3月16日に発生した福島県沖地震による被害状況については、町内3保育所の中では新地保育所の被害が一番大きく、昨年2月の地震と同程度の被害状況となり、すでに復旧工事は完了している。新地保育所は他の2保育所と違い東側が低い地形となっており、被害箇所も東側に多く見られる。東日本大震災から大きな地震が頻発しており、地盤が緩むなどの変化がないか注視して行く必要がある。

災害ごみの仮置き場の状況については、3月22日～6月30日までの期間で1,235件となっており、産業資源循環協会の指定業者に搬出している。今後公費解体による災害ごみが発生し、処理費用としては15億円を見込んでいる。

家屋の解体については半壊以上が対象となり、住家・非住家を合わせ、自費解体が13件18棟、公費解体が140件217棟となっている。自費解体の方については、町の積算と自費解体費用を比較し、少ない方の額で費用償還の限度額としている。公費解体については現在緊急性の高い家屋から、48件85棟（住家37非住家48）を6つの工区に分け発注済である。すべての対象家屋の解体が完了するのは令和5年12月と見込んでいるが、被災者の生活再建を早めるためにも少しでも公費解体完了を前倒しできるよう努力されたい。



令和4年11月25日

新地町議会議長 遠藤 満 様

総務文教常任委員会委員長 水戸 洋 一



令和4年度総務文教常任委員会行政視察研修について（報告）

このことについて、別紙のとおり報告します。

令和4年度 総務文教常任委員会行政視察研修報告書

1. 研修日程 令和4年11月15日(火)～17日(木)

2. 視察地及び研修内容

(1) 滋賀県竜王町

○防災アプリしるみる竜王について

(2) 岐阜県白川町

○おでかけしらかわ・ひがししらかわについて

3. 行政視察研修参加者 7名(議員6名、随員職員1名)

| | | |
|------------|------|------|
| ○総務文教常任委員会 | 委員長 | 水戸洋一 |
| | 副委員長 | 吉田博 |
| | 委員 | 遠藤満 |
| | 委員 | 菊地正文 |
| | 委員 | 齋藤充明 |
| | 委員 | 寺島博文 |

随員 総務課財政係長

目黒憲司

1. 滋賀県竜王町

(1) 町の概況について

竜王町は滋賀県の東南部蒲生平野に位置し、東に雪野山、西に鏡山に囲まれ、この山々は竜神が祀られていたことから「竜王山」と呼ばれ、町名の由来にもなっている。総面積の約30%を占める水田からは良質な近江米が生産され、いちご狩りや梨、ぶどうなどの果樹狩りが楽しめるなど農業や近江牛発症の地としての畜産業が盛んな町である。町域南部には名神高速道路による京阪神、名古屋とつながる立地を生かした大規模自動車工場やアウトレットモールがあり、史跡、神社など歴史的遺産や2つの道の駅などと合わせ、農商工観光の魅力が揃った町となっている。総人口は昭和50年代に1万人を超え、平成7年（1995年）の13,650人をピークに横ばいから微減傾向が続き、年齢構成では少子高齢が進んでいる。

(2) 防災アプリしるみる竜王

竜王町では「竜王町防災行政情報システム整備事業」の一つとして情報伝達手段の多重化を図るため、スマートフォン版竜王町防災行政情報アプリ「しるみる竜王」を令和2年9月より運用開始している。町の防災情報のほかに行政情報を文字・音声・画像などで周知している。

(3) 研修所見

竜王町が令和2年度より運用している防災アプリ「しるみる竜王」について説明を受けた。

「竜王町防災行政情報システム整備事業」の一環として運用が開始され、スマートフォンの操作に不慣れな方でも、操作がしやすいように画面が工夫されている。また、機能についても町からの情報が文字だけでなく、音声、画像付きで受信され、イベント情報についてもカレンダー表示で確認できるなど、非常に使いやすいアプリとなっている。その他にも広報誌などの行政情報をPDFで閲覧が可能となっている。

併せて、各自治会長への情報伝達手段としてタブレット端末を配布し、災害時などではタブレットを使用して、被害状況を町へ報告ができる機能や平時においてはゴミの不法投棄などが連絡できるなどの、行政と住民の情報伝達の多重化を図る施策は参考となるべきところが多い。

2. 岐阜県白川町

(1) 町の概況について

白川町は、岐阜県の中南部にある加茂郡の東部に位置し、北は下呂市、西は七宗町、南は八百津町、恵那市、東は東白川村、中津市に接している。

東西約24km、南北21kmで237.89km²と広大な面積を有しており、その約87%は山林、地勢は海拔150mから1223mと高低差が激しく、平野部はわずかで、可住地面積は全体の5%程度となっている。町の西端を木曾川水系の飛騨川が流れ、それにそそぐ、佐見川（さみがわ）、白川（しらかわ）、黒川（くろかわ）、赤川（あかがわ）が扇状に東側に伸び、それらの流域に集落が点在している。気候は内陸性気候に属し、年間平均が12℃、冬季においてはしばしば零下となる。また、4月下旬から5月下旬にかけて低温が「晩霜」となり、農作物に大きな被害を与えることがある。年間降水量は2250mm程度で夏季に全体の半分近くの降水が集中するが、降雪は少なく、根雪はない。

(2) 「おでかけしらかわ・ひがししらかわ」について

白川町は現在、隣接する東白川村と2町村構成する地域公共交通会議「白川・東白川地域公共交通活性化協議会」を組織している。住民がいつでも、どこでも自由に出かけられる交通のシステムを目指し、白川・東白川地域公共交通システム「おでかけしらかわ・ひがししらかわ」をスタートさせた。令和4年10月で5年目を迎え、日々改善を繰り返し町内のどこでも乗れる体制を整えたところである。

(2) 研修所見

白川町が運営している地域公共交通システム「おでかけしらかわ・ひがししらかわ」について説明を受けた。

白川町が公共交通に本格的に取り組み始めたのは、平成28年6月からで、少子高齢化による交通弱者増加や、路線バスの撤退などで高校生の通学が困難な状況となった。そのような状況下で、同様の問題に直面し、隣接している東白川村と合同で公共交通システムを構築するのが効率的であると考え、行政間で話し合いを進め、合同で「白川・東白川地域公共交通活性化協議会」を設置した。

平成28年10月から本格運行を開始し、運営は町外の車両運行会社に委託した。昨年度からは、町内の総合病院とバス運行について連携するなど利用客に寄り添った対応がされている。その他にも路線バス運行がない地区においては、住民の自家用車で白ナンバーでのデマンド運行がされている。運行の状況について

は今年度の利用状況は1日あたり約1,000人で、運行に係る経費は白川町分で1億8千万円となっている。協議会の運営については自治体別に分科会を設け、その下に地域部会を組織するなど行政と地域が対話を重ねる仕組みが構築され、住民と地域に見合った公共交通のあり方が共有されていることは、当町においても参考になるべきところが多いと考えられる。

意見書（案）第2号

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣等に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。

令和4年12月8日提出

新地町議会議長 遠藤 満 様

提出者 新地町議会議員 水戸 洋 一

賛成者 新地町議会議員 吉田 博

〃 新地町議会議員 菊地 正文

〃 新地町議会議員 齋藤 充 明

〃 新地町議会議員 寺島 博文

意見書（案）第2号

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書（案）

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく団体で、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費及び介護費用の削減などに貢献しています。

令和5年10月に、消費税において適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入される予定となっています。同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員は適格請求書、いわゆるインボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税しなければならないという問題が発生します。しかし、公益事業を行うセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税を負担する財源はありません。

人生100年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬より社会参加及び健康維持に重きをおいた「生きがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念されます。センターにとって新たな税負担は、その影響が極めて大きく、まさに運営上の死活問題であります。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであります。少額の収入しかないセンターの会員の手取額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となるためには、センターの会員への配分金については、適格請求書を交付することが困難な取引として交付義務を免除し、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入れ控除が認められる適用除外等の措置を講ずる必要があります。

よって、国に対し下記事項について強く要望します。

記

インボイス制度導入後も、シルバー人材センターにおいて、事務局体制を維持し、安定的な事業運営が可能となるよう、新たな税負担を強いることなく、センターの会員への配分金等について、インボイス制度の適用除外とする等の必要な措置を講ずるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年12月8日

《提出先》

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣 あて

福島県相馬郡新地町議会議長 遠藤 満